

2) 建造物

○浜寺公園駅駅舎（登録有形文化財）

浜寺公園の入口に位置する明治 40 年（1907）建築の「南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎」は、浜寺公園・海水浴場等の海浜リゾート地の玄関口として、また、かつての別荘地としての系譜を有する高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた貴重な建造物である。明治期の日本を代表する建築家である辰野金吾が主宰した辰野片岡事務所の設計によるもので、木造平屋建のハーフティンバー様式を模した美しい駅舎である。

周辺では南海本線（堺市）連続立体事業が実施されており、浜寺公園駅駅舎は曳家工事が実施され、NPO 法人浜寺公園駅舎保存活用の会により、地域の活性化に向けた試験的な活用が図られている。明治時代の雰囲気の残る室内で様々な催し物が開催されるなど、100 年以上にわたり、この地域ならではの歴史と文化を感じさせる地域のシンボルとして親しまれている。

○諏訪ノ森駅西駅舎（登録有形文化財）

大正 8 年（1919）建築の「南海電気鉄道南海本線諏訪ノ森駅西駅舎」は、木造平屋建の小規模な駅舎で、屋根、破風、待合室など、各所に特色あるデザインがちりばめられている。入口上方の明かり取り窓には、浜寺から淡路島にむかっての海岸の様子が描かれたステンドグラスが 5 枚はめこまれ、この駅舎の特徴となっている。当駅舎は、現役で現存する木造駅舎の一つとして希少性が高く、大阪府内では、浜寺公園駅駅舎と共に、駅舎としてはじめて登録有形文化財に登録されたほか（平成 10 年

（1998））、土木学会「現存する重要な土木構造物 2800 選」、「近畿の駅百選」にも選定されている。

浜寺公園駅駅舎と同様に、南海本線（堺市）連続立体交差事業に伴って曳家工事が実施され、現在は NPO 法人浜寺諏訪森を考える会により地域の活性化に向けた試験的な活用が図られており、小さいながらも、地域のシンボルとして、地域に溶け込んだ建築物となっている。

○近江岸家住宅（登録有形文化財）

当住宅は、木造二階建の赤色のスペイン瓦葺きの建物である。昭和 9 年（1934）にウィリアム・M・ヴォーリズにより設計され、翌年竣工した。設計の基本は洋式のスペニッシュスタイルだが、内部に和室をつくり、中廊



浜寺公園駅駅舎



浜寺公園駅（年代不詳）



諏訪ノ森駅西駅舎



近江岸家住宅

下をそなえるなど、和様式も取り入れている。

○阪之上家住宅（登録有形文化財）

煉瓦造二階建、陸屋根の洋館で大正 11 年（1922）の建築である。洋館南東の離れ座敷は内部に上質な造りの床、棚、書院をそなえている。この洋館は大正 10 年（1921）に計画されたが実現に至らなかつた浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築したといわれている。



阪之上家住宅

○小倉家住宅（登録有形文化財）

鉄筋コンクリート造二階建、塔屋付きの洋館である。外観は、陸屋根とし屋上テラスのパラペットや、張り出し部の屋根瓦には、スペニッシュ瓦を用い、洋館らしい意匠とする。建築年代は「建築認可申請書」から、昭和 7 年（1932）であることがわかる。また門は、鉄筋コンクリート造、切妻造、腰葺、棟門形式のものである。腕木先端を木鼻形としていること、欄間の鉄製格子は、卍型を意識したかのような意匠であることなど、随所に日本建築の要素を用いている。



小倉家住宅

いずれも、大阪市内に事務所を構える池田谷建築事務所の設計であることがわかつており、昭和初期に建築された優れた建築意匠をもつものとして、また浜寺の景観を構成するうえで欠くことができないものとして貴重である。

○旧堺燈台（史跡）

旧堺燈台は、南海本線堺駅の西約 1 km、堺旧港の突端に位置し、明治 10 年（1877）に建築された。建築から約 1 世紀のあいだ大阪湾を照らし続けたが、周辺の埋め立て等により、昭和 43 年（1968）にはその灯りを消すことになった。洋式木造灯台としては、わが国で最も古いものの一つとして、国の史跡に指定されている。



旧堺燈台

堺旧港では、古くから灯明台が港の航行の安全を守ってきたが、明治時代となり洋式灯台の設置が検討された。明治政府は、江戸幕府が慶応 2 年（1866）にイギリス・フランス・アメリカ・オランダの 4 か国と結んだ「改税約書」の中で、航路標識として設置が義務付けられた洋式灯台の点灯が進むにつれ、地方から要望書を提出させ、重要度の高い所から設置する計画を行った。堺からも設置希望を願い出たが実現には至らず、建築費約 2,125 円と器械据付費約 360 円のうち、その大半を堺市中からの寄附金でまかなつた。この寄附金は、同時期の港内波止増築に伴つて集められたもので、建設費の約 7 割が市中から集まり、その剩余金があてられることとなつた。

建築にあたつては、土台の石積みには備前国（岡山県）出身の石工・継国真吉が携わり、建築工事には堺在住の大工・大眉佐太郎があたつた。また、横浜の燈台局からバービエル社（フランス）のレンズを購入、英国人技師ビグルストーンが来訪し取り付けを行い、9 月 15 日に初点灯した。

燈台は、木造の灯塔に金属製の灯籠が載る。花崗岩製石積み土台上に建ち、階段部には凝灰岩（竜山石）が用いられる。建築面積 18.715 m²、総高さ 11.946mで東面して建つ。建築当初は、石積み上から灯火までの高さは約 9.8m、水面から灯火までの高さは約 16.2m、光達距離は 10 海里（約 18.5 km）、第五等レンズの中に、緑色の火舎をかぶせた単芯式石油ランプを設置し、不動緑光を放った。

灯塔は白色ペンキ塗りの六角推台形とし、頂部にはバルコニーを設け、灯籠は八角形の平面、金属製のフレームとガラスで構成される。灯塔内部は、3 層とし、1 層目は白色ペンキ塗り、2 層目と 3 層目には、木目模様をペンキで描く「木目塗」という塗装方法で、柱や壁が塗られる。

建築当初は、1 層目は柱や筋交いだけで外壁等が無く、2 層目と 3 層目の外壁は縦板張りであったが、明治 36 年（1903）開催の第 5 回内国勧業博覧会の頃に大改造が行われ、現在の姿に整えられた。

3) 活動

○浜寺公園の海浜行楽

西区の浜寺公園周辺は、古くから白砂青松の地として知られてきた。『万葉集』をはじめ平安時代の歌題にも数多くみられ、紀貫之は「おきつなみたかしのはまのはまつのにこそ君をまちつわたり」『古今集』と詠むなど、松林の連なる風光明媚な場所であった。元々は南北に通じる紀州街道の東部の田畠を守るために反対側の西部に大松林を設けたのが現代まで守り続けられた松林の起源である。

「浜寺」という地名は、14世紀にまでさかのぼることができる。かつて大雄寺という大寺院があり、「浜の寺」という通称で呼ばれていたことから地名になったといわれている。

明治時代になると、その松林が伐採の危機にさらされることとなるが、明治6年（1873）に大久保利通が訪れた際に、歴史に名高い松林の伐採を嘆き、松林の保存を説いたことから、その後、浜寺公園として開設されることとなる。

近代公園制度の始まりとなる明治6年（1873）の太政官布達第16号「群衆遊観の場所に公園を設ける件」にもとづくもので、日本最初の都市公園の1つに位置付けられる。

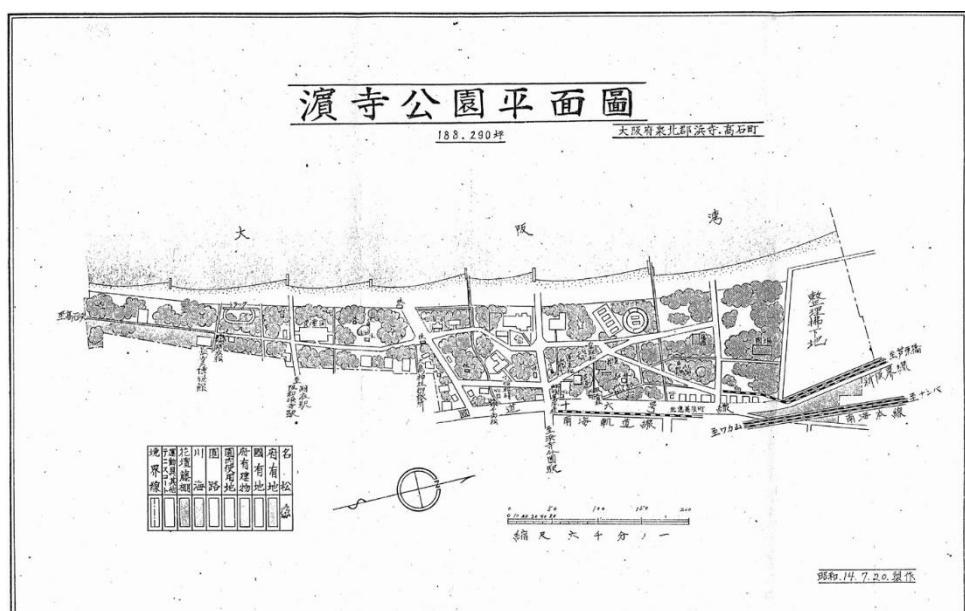
その際に大久保利通の詠んだ歌「おとにきく高師の浜松も世のあだ波はのがれざりけり」は、後に大阪府知事西村捨三の手によって石碑に刻まれ、現在も「惜松碑」として浜寺公園の入口に置かれている。この歌は「音に聞く 高師の浜の あだ波は かけじや袖のぬれもこそすれ」（『小倉百人一首』祐子内親王家紀伊（72番）『金葉集』）になぞらえたという。



浜寺公園の松林



惜松碑



『浜寺公園平面図』昭和14年（1939）（『浜寺公園誌』より）

明治 30 年（1897）には大阪と和歌山を結ぶ南海鉄道が開通し、大阪や堺の中心部からのアクセスが容易となり、さらに明治 45 年（1912）には、阪堺電気軌道株式会社が浜寺駅前駅を開業し大阪の恵美須町から全線が開通した。これにより、公園内とその周辺には高級別荘が建ち並ぶなど、高級リゾート地として発展した。さらに、大正年間になると、「空気清澄にして白砂青松海上はるかに紀淡海峡を眺め四季の気候温なり、住宅地として最好適地『濱寺町史』」の環境のなか、浜寺や諏訪ノ森で住宅開発が進められた。

このうち、浜寺では大正 7 年（1918）から昭和初期にかけて、南海本線浜寺公園駅及び阪堺電気軌道浜寺駅前駅の東側の田畠が、地元地主を中心に設立された濱寺土地株式会社により住宅地として開発された。浜寺住宅地に建てられた建売分譲住宅は、和風住宅や洋風応接間付き和洋折衷住宅が中心であったが、住宅地のみを入手し、独自に建築家や建設会社による好みの洋風住宅を建設する場合もあり、それらが住宅地を近代的に色づけている。住人は大阪、堺、和泉で財を成した近代の富裕層が多く、市中から離れた健康に良好な地として浜寺に住宅を構えた。

濱寺では、明治 38 年（1905）には南海鉄道により海水浴場が整備され、翌年からは大阪毎日新聞も運営に加わるなど、大衆化が進むことで市民の行楽地として定着した。交通網の整備もあり、近隣のみならず関西一円から多くの人々が訪れ、賑わうこととなつた。その様子は絵はがきとして全国に紹介されている。



濱寺公園音楽堂付近（大正時代）
『都市絵はがき 1 なにわの新名所』より



濱寺テント村（大正時代）
『都市絵はがき 1 なにわの新名所』より

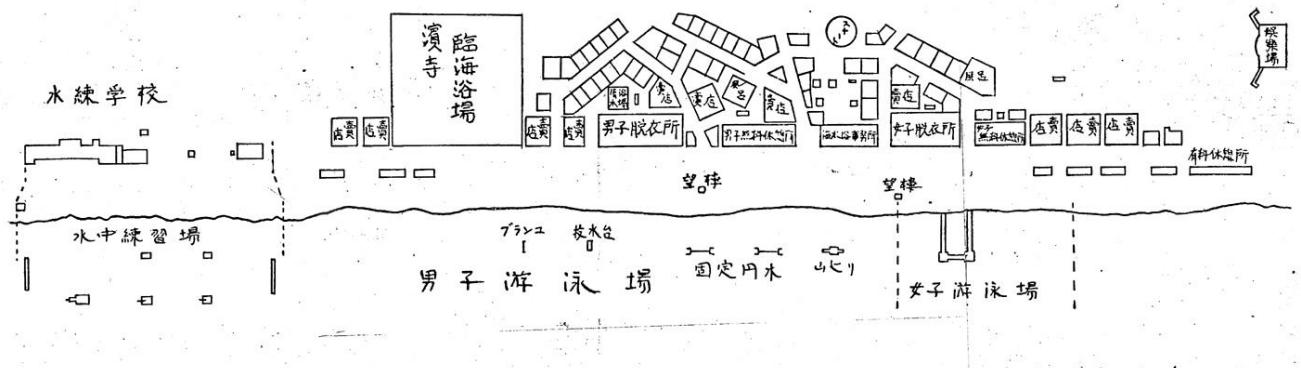


濱寺海水浴場（昭和 36 年閉鎖）



濱寺海水浴場入口（明治時代末期）
『都市絵はがき 1 なにわの新名所』より

濱寺海水浴場配置図



『濱寺海水浴場配置図』大正 15 年 (1926)

(『濱寺海水浴場二十周年史』より)



浜寺公園プール



大松林の下で行楽



花木を楽しむ行楽客



ばら庭園

大正 13 年 (1924) には、5,000 人収容の大スタンド付庭球場が整備され、昭和 33 年 (1958) には近代的海浜公園をめざし、児童遊戯場、野外ステージ、パーゴラ、中央花壇等が完成した。

第二次世界大戦後、浜寺公園は昭和 22 年（1947）に占領軍の家族住宅地として接收された。戦前あった「千両の松」や「羽衣の松」等の名松も取り除かれ、米軍住宅が建てられた。昭和 32 年（1957）に、浜寺公園が接收解除される発表があったが、大蔵省近畿財務局は米軍住宅を一般住宅に払い下げる意向をもっていたため、市を中心とする各種団体の住宅払い下げ反対運動が起こった。これが功を奏し、昭和 33 年（1958）の返還と同時に不要な住宅を一切撤去し、海浜公園浜寺として再生することになった。

昭和 36 年（1961）に泉州臨海工業地帯の造成により浜寺海水浴場が閉鎖される際に、地元から海水浴場に代わる対策を立てるよう要望があった。その結果、これに代わる施設として、昭和 38 年（1963）に当時東洋一といわれた多種多様のプール群が完成し、現在多くの行楽客で賑わう。その他にも、交通遊園、子供汽車等の整備により、一段と近代的な公園としての充実を図ったほか、名勝地として愛されてきた松林の復元にも力をいれ、平成 4 年（1992）には、総本数約 5,000 本となっている。

現在では、この大松林に囲まれるテニスコートや球技場、野球場等の運動施設において、スポーツが親しまれているほか、園内通路では散歩やジョギング、シーズンには多くの家族連れがバーベキューやピクニックを楽しみ、一年を通じて多くの人々が賑わう公園となっている。

また、公園の一部において平成 3 年（1991）に開園した 2.7ha にも及ぶ「ばら庭園」では日本に自生する野生のバラや現代のバラなど、300 種、6,500 株もの様々なバラを観賞することができ、3 月から 12 月にかけて多くの行楽客を楽しませている。このような美しい花木や草木等の植栽は「ばら庭園」をはじめ、「花摘み園」や「メイン花壇」など、公園内の様々な場所で楽しむことができる。花摘み園はその名のとおり、公園内で唯一、花摘みを楽しめる場所で、招待した幼稚園児など多くの人々に親しまれている。

このような取組等により、浜寺公園を訪れる人々は一年を通じて行楽に親しむことができ、現在も年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れ、様々な行楽を楽しんでいる。

また、浜寺公園では、現在 4 団体がボランティア活動を行っている。公園の案内や、花や公園の生き物とのふれあい、花壇の維持管理等が地域の人々により行われている。さらに、浜寺公園駅駅舎や諏訪ノ森駅旧駅舎では、地域住民による団体が駅舎を活用し、交流の輪を広げることで、地域の活性化につなげる活動を行っている。

このように、浜寺公園は日本で最初の都市公園の一つとして開設され、市民をはじめ多くの人々の行楽の地として愛され続けている。新たな鉄道と全国有数の近代建築の駅舎の建造に始まり、各時代の社会情勢に応じて様々な公園施設が整備され、行楽地として発展を続けてきた一方、「世に比類無し」と言われた白砂青松の風致美を彩る大松林は今も行楽客に親しまれ、年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れている。



浜寺公園の賑わいの様子

○大浜公園の海浜行楽

浜寺公園より北に位置する堺区の大浜公園は、明治 12 年（1879）に堺県により創設された公園である。その後、明治年間から大正年間にかけて公園用地の拡張、整備が行われた。

かつてはこの地に幕末に外国船から海岸を防護する目的で御台場が築造された。現在でも、公園内の各所に台場の石垣や土塁が残り、その面影を知ることができる。

大浜公園への交通は、明治 21 年（1888）に阪堺鉄道が開通し、最寄り駅として堺駅が開業した。さらに、明治 45 年

（1912）には宿院から大浜公園まで阪堺電気軌道による支線が開通したこと、堺市のみならず大阪市をはじめとして多くの人が同公園を訪れた。

明治 36 年（1903）には、大浜公園が第 5 回内国勧業博覧会（メイン会場 天王寺公園）の会場の一つとなった。その後公園内には水族館・公会堂等の施設が整備され、多くの人々で賑わった。また、潮干狩り等も盛んに行われ、その様子は多くの絵はがきにもみられる。大正 2 年（1913）には、辰野片岡事務所設計によるコテージ風の大浜潮湯が開業し、少女歌劇等も上演されていた（建物は現在河内長野市の天見温泉に移築）。現在も、潮湯の伝統を引き継ぐ公衆浴場が大浜公園の近くで営業を続けている。

また、日本初の全国学生相撲大会が大正 8 年（1919）に開催された。昭和 8 年（1933）には、四季を問わない水陸の名所とするため、公園の整備、動物園、子供遊園、運動場の並置を計画した。全てを実施することはできなかつたが、運動場は昭和 9 年（1934）に整備された。

今日に至るまでに、宿院からの阪堺電気軌道による支線は堺空襲を機に昭和 24 年（1949）に廃止され、水族館も昭和 36 年（1951）に閉館するなど、大浜公園の環境は大きく変化したが、水族館の関連施設として昭和 12 年（1937）に整備された猿島は、猿飼育舎に建て替えられるなど、一部は今も残されている。

また、台場の南西隅の位置に造られた大浜公園の築山は、昭和 14 年（1939）に一等三角点が移設されたことで、現在は一等三角点が設置された日本一低い山「蘇鉄山」として市民に親しまれている。

さらに大浜公園相撲場では現在も全国学生相撲選手権大会が両国国技館と隔年で開催されており、学生相撲の聖地と呼ばれているなど、かたちを変えながらも大浜公園は行楽の場としてあり続けている。



堺名所（大浜公園）
明治 36 年（1903）



「堺大濱蛤取り」
(昭和初期)



「大浜潮湯及び歌劇場」
(大正～昭和初期頃)



現在の大浜公園（水族館跡地）

現在は、スポーツやレクリエーションの場として市民に親しまれ、利用されている。さらに大浜公園の北側に建つ旧堺燈台から旧堺港にかけて海辺での回遊を楽しむ市民も増えている。毎年7月に行われる旧堺燈台の一般公開の際には、2日間の公開で約1,000人が訪れている。

4) まとめ

このように、歴史ある浜寺公園、大浜公園を中心とする海浜部は、大松林や旧堺燈台等にみられる古くからの景勝を今に受け継ぎ、訪れる人々に歴史香る憩いの場として親しまれている。

それぞれの時代に行楽地として最先端を歩み、様々なかたちで来訪者を楽しませており、その賑わいが絶えることはない。開園直後からつながる鉄道により、手軽に移動して海浜行楽を楽しむことができたため、昔も今も変わることなく、地域の人々をはじめ多くの人々がこの地に親しみを感じながら、週末には家族連れや仲間たちが集い、賑わい、そして笑いながら、それぞれの行楽を楽しんでいる。



歴史的風致範囲図（海浜部の行楽にみる歴史的風致）

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、百舌鳥古墳群では史跡百舌鳥古墳群として12基の新規指定を含めた19基の古墳を統合して史跡指定するなど、歴史上価値の高い建造物の保存に努めてきた。さらに古墳の樹木伐採等の環境整備を実施し、倒木による古墳の損壊のリスク軽減を図ったほか、御廟表塚古墳の史跡整備を進めた。これらにより、貴重な歴史・文化資源に対する市民等の理解を促進した。

江戸時代からの伝統産業の工房や店舗が多く立地する環濠都市内では、戦時中の建物疎開や、昭和20年（1945）の堺大空襲を経て、なおも残る「元和の町割」や「伝統産業を育み続けてきた町家」や寺社等の歴史を感じさせる建造物がある。鉄砲鍛冶屋敷の修理・整備により歴史的風致形成建造物の保全・活用が図られたほか、街なみ環境整備事業を実施することで、環濠都市区域における歴史を感じさせる建造物の継続等が図られた。

一方で、百舌鳥古墳群ではいまだ未整備の古墳が多く残されており、墳丘の損傷等により本来の形状が認識しづらい古墳が認められる。

さらに、環濠都市をはじめとする歴史的な建造物が今も老朽化による建て替わり等により失われているため、指定等の取組が求められる。また、指定等建造物の保存のためには、日常的な維持管理や抜本的な保存修理、防災・防犯設備等の設置は必須である。

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、百舌鳥古墳群では古墳及びその周辺の伐採等により、緑地の景観を残しつつ古墳を認識しやすい環境が整備された。また、視点場の整備により、日本第3位の大きさを誇る履中天皇陵古墳が一望できる環境が整った。

環濠都市では、街なみ環境整備事業により、歴史的な建造物が周辺の環境と調和する景観を創出しつつある。地域住民による堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と連携・協力しながら、平成27年（2015）3月にまちなみ再生に向けたルールを示す「まちなみガイドライン」を作成した。協議会ニュースの発行やまち歩きイベント及び勉強会の開催等を通じて、風情ある歴史的なまちなみに対する地域住民の理解が深まり、意識醸成を図ることができた。また、まちなみ修景補助制度の活用による町家等の修景整備が着実に進んだことにより、歴史的なまちなみの維持向上が図られた。

さらに、紀州街道の沿道では、阪堺線停留場の改修や植栽改修、ザビエル公園の改修等により、環境が改善された。

「令和3年度市民意識調査」の結果では、堺市はまちなみの美しさに満足できるまちだと思うかについては、「思う」と「ある程度そう思う」を合わせた“そう思う”的割合が50.9%となっており、「あまりそう思わない」、「そう思わない」を合わせた割合21.8%を上回っている。

一方で、全国有数の規模を誇る古墳群を一望できる施設がなく、眺望に対する取組が不足している。また、長塚古墳のように住宅地に囲まれ、古墳の形が認識しづらい環境が現

在も残されている。さらに、環濠都市内では北部地域等で、歴史的建造物を中心とした、このエリアにふさわしい歴史的なまちなみの再生が継続して求められるなどの課題が残されている。

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

本課題については、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、町家歴史館での伝統産業の展示や体験、堺伝匠館での展示、体験、販売等により、堺の伝統産業への関心が高まっている。「令和3年度市民意識調査」の結果では、堺の伝統産業であることを知っているものについて、「刃物」の割合が98.2%と最も高く、「線香」の割合が45.2%となるなど、いずれも高い割合を示している。

また、利晶の杜や大仙公園茶室での呈茶コーナーや、学校の授業での茶の湯体験など、市内各所で堺の茶の湯を感じることができる環境が整った。

さらに、地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業で現在の活動の記録作成等を行うことにより伝統的な活動の伝承につながった。計画期間中には新型コロナウイルスの影響により、祭礼行事の中止や縮小を余儀なくされることもあったが、途切れることなく活動は継承された。

これらの取組により、伝統的な工芸技術をはじめとした文化遺産を市民に広く普及し、理解を深めるため、今まで注目されてこなかった地域の文化遺産に対する市民の認知度が上昇した。さらに、市民が地域の文化遺産を再発見し、自らの地域を活性化していくという意識醸成が図られた。さらに、地域の伝統文化継承の基盤を整備し、地域の伝統文化を一層活性化させることができた。その結果、地域の人々が一つとなり、伝統・文化を大切にする心が今も地域に根付き、大切に守り継がれた。

一方で、伝統産業は引き続き職人の高齢化等の問題がある。また、茶の湯は学ぶ機会が限られる、もしくは一過性のものであり、継続して学べる取組が少ない。さらに、人口減少や高齢化等により伝統文化等の継承に関わる担い手不足等が、今後さらに深刻になることが予想されるなどの課題が残されている。

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題

本課題については、利晶の杜や百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備により、歴史・文化資源に対する理解と保全に対する意識醸成につながった。さらに、第1期の堺市歴史的風致維持向上計画に基づき、世界遺産登録の前後で実施された各種イベント、講演会、情報発信等により、堺の歴史・文化に対する市民意識が大幅に高まった。平成22年(2010)に実施した「平成22年度市民意識調査」の結果では、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて全体の4割弱にとどまっていたが、令和3年(2021)に実施した「令和3年度市民意識調査」では72.6%と7割を超える結果となった。

一方で、令和元年(2019)は百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録がなされた年でもある。これが市民意識の高まりに大きく寄与しているため、一時的なものとなり時間の経過により関心が下降する恐れがある。また、本市の歴史について関心を高めるだけでなく、本市

の歴史を見て触れるための行動誘導への取組が求められる。特に学校教育のなかで、百舌鳥古墳群をはじめとする歴史資源を見学し、博物館等の施設で学ぶ環境を継続して進めることが求められる。

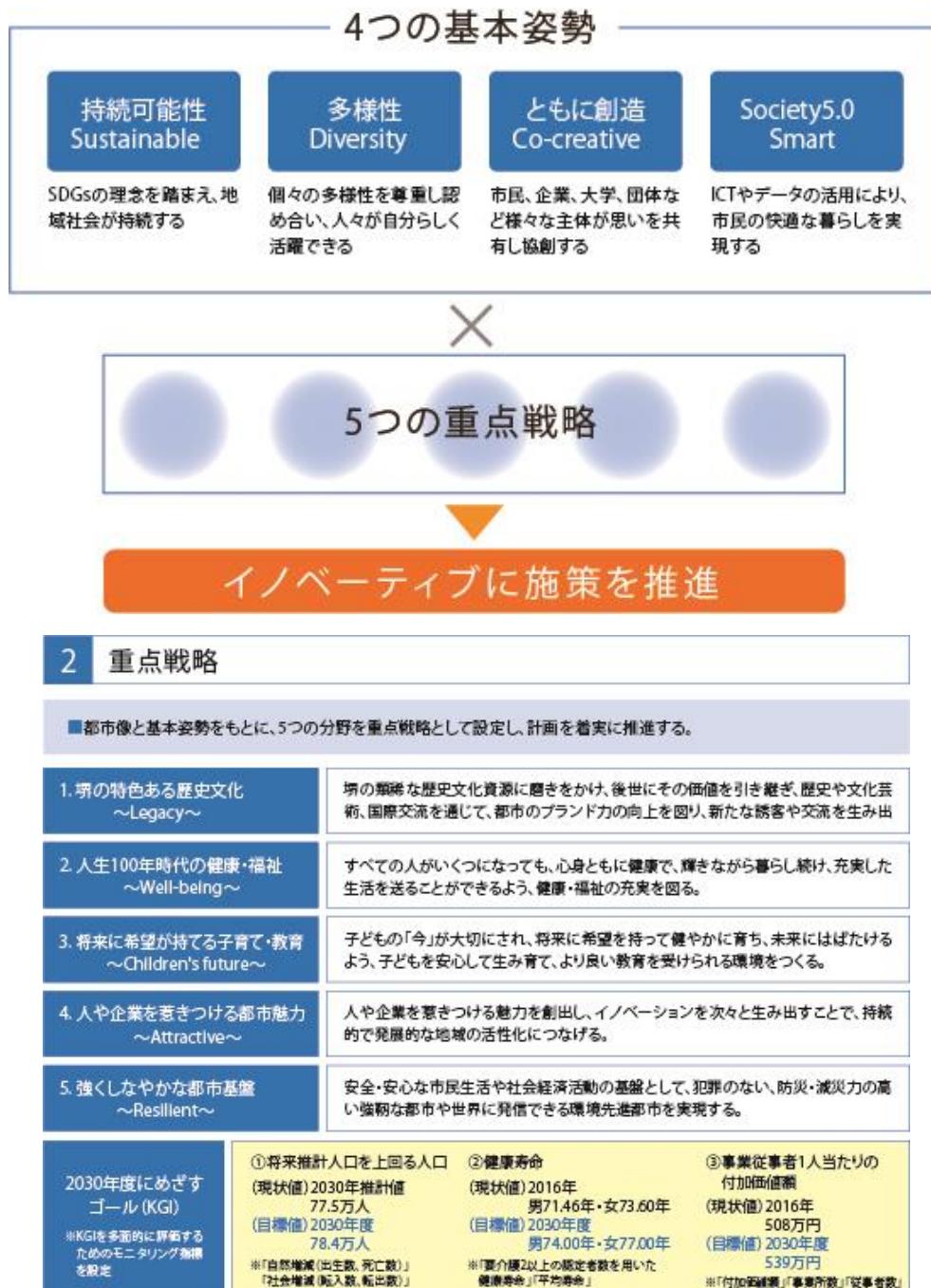
さらに、仁徳天皇陵古墳や環濠都市での歴史的なまちなみや寺社をはじめとする堺固有の歴史的資源について、理解を深めるための情報を市内外に十分に発信できていないこと、これらの歴史的資源の周遊のための取組が求められることなども課題となっている。

2. 既存計画（上位・関連計画）

（1）上位計画

①『堺市基本計画 2025』

令和3年（2021）3月に策定した『堺市基本計画 2025』は、2030年度を見据えながら、社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、2025年度までに本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画である。



② 『堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）』

SDGs 未来都市として、国際社会の普遍的目標である SDGs に貢献する視点に立ち、17 のゴール、169 のターゲットを全て確認し、2030 年のあるべき姿、その実現に向けた優先的なゴール・ターゲットなどを全面的にゼロベースで見直し、令和 3 年（2021）3 月に策定した計画である。

「優先的なゴール」及び「着実に推進するゴール」一覧			
		2030年のゴール実現イメージ	主な取組
優先的な ゴール	経済	8 高付加価値な産業構造の形成と、働きがいのある雇用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業を核とした高付加価値な産業構造が形成され、働きがいのある雇用が促進されている。 ・堺の歴史・文化の魅力が高まり、広く認知され、多くの人が堺を訪れている。
		9 産業と技術革新の基盤をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺発のイノベーションが次々と生まれている。 ・民間投資が集まり、産業構造が拡大している。
	社会	1 貧困をなくそう 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の基本的な生活が保障されている。 ・世代を超えた貧困の連鎖が解消されている。
		3 すべての人に健康と福祉を 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が心身ともに健康で生きがいを持って暮らしている。
		5 ジェンダー平等を実現しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が性別に関わらず対等に参画している。 ・各分野で個性と能力を發揮することができる。
	環境	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーが最大限進むなど、都市の低炭素化が進展している。
		12 つくる責任つかう責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が減少し、資源の有効利用が進んでいる。
着実に 推進する ゴール		13 気候変動に具体的な対策を 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての主体が環境問題を真剣に考え、生活や経営の中で対策を実践している。
		2 飢餓をゼロに 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な耕産農作物が市民の食卓を豊かにしている。 ・持続可能な都市農業の担い手が育っている。
		4 質の高い教育をみんなに 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって質の高い学びの機会が保障されている。 ・目まぐるしく変化する社会に対応する力を育むことができる。
		6 安全な水とトイレを世界中に 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって、安全な飲料水と衛生環境が平常時、非常時ともに確保されている。
		10 人や国の不平等をなくそう 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護都市として、すべての人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合う、差別ない・平等な社会が実現している。
		11 住み続けられるまちづくりを 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺グランドデザイン2040に基づき、各エリアの特色を活かした都市空間が形成が進んでいる。 ・東西交通などの交通ネットワークの強化や新たなモビリティ・サービスなどの導入が進んでいる。 ・住民などの各主体が地域のための活動に参画し、地域コミュニティ活動が活発に行われている。 ・「自助」「共助」「公助」が充実して、災害対策が進み、強靭な都市構造が形成され、防災力が高まっている。 ・百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている。
		14 海の豊かさを守ろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染が減少し、大阪湾の豊かな資源や自然環境が守られている。
		15 陸の豊かさも守ろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息、生育環境が保全され、生物多様性が守られている。 ・南部丘陵の里山などの豊かな緑が守られ、都市部では緑化が進んでいる。
		16 平和と公正をすべての人に 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や子どもをはじめ市民が安心して暮らせる暴力や犯罪のない平和な社会が実現している。
		17 パートナーシップで目標を達成しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの達成に向けて、国内外の多様なステークホルダーとのパートナーシップが構築されている。

(2) 関連計画

①『堺市都市計画マスターplan』

長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた取組の方向性を示す『堺市都市計画マスターplan』では、令和22年(2040)度を目標に都市計画の基本理念として、「豊かな歴史・文化を活かし、新しい価値を生みだす持続可能な自治都市・堺」を掲げている。また、めざすべき都市像の一つ「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」において、「百舌鳥古墳群や環濠都市の面影を残す旧市街地・堺旧港、多様な伝統産業など、堺の有する歴史・文化のストーリーを活かし、国内外からの来訪者に堺の多彩な都市魅力を実感してもらえるような都市をめざします。」としている。

1. 都市計画のコンセプトと基本姿勢

豊かな歴史・文化を活かし、新しい価値を生みだす
持続可能な自治都市・堺

コンセプト1 すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する

コンセプト2 堀の個性を活かし、都市としての「存在感」を高める

コンセプト3 自由と自治の伝統を活かし、公民協働による取組を進める

2. めざすべき都市像

①活力あふれる都市

- ・ターゲット・役割を意識団性や多様な魅力を活かした拠点の形成
- ・競争力の高い企業、創造力のある人材が集積し、新産業が生まれる都市
- ・閑空からの近接性、広域的なアクセス性を活かし、人が集まり交流する都市
- ・政令市として、また南大阪都市圏の中心都市として、圏域全体の発展を視野に入れた都

②住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市

- ・都市ストックを活かし、暮らしの質居住魅力の向上
- ・歴史・文化のストーリーを活かし、多彩な都市魅力を実感してもらえる都市
- ・シビックプライドが醸成される都市
- ・事業環境の整備、新たな産業空間創出など立地魅力を高め、企業に選ばれる都市

③持続可能な脱炭素都市

- ・自然とふれあい、潤いとやすらぎのある都市
- ・環境負荷の少ない脱炭素型の都市

④安全で安心して暮らせる都市

- ・災害に備え、すべての人が安全に安心して生活できる都市
- ・身近な危険に対する安全性が高く、誰もが不自由なく日常生活を送れる都市
- ・自助・共助・公助の役割分担と相互連携により、ハード・ソフト両面から減災の視点にたった災害に強い都市

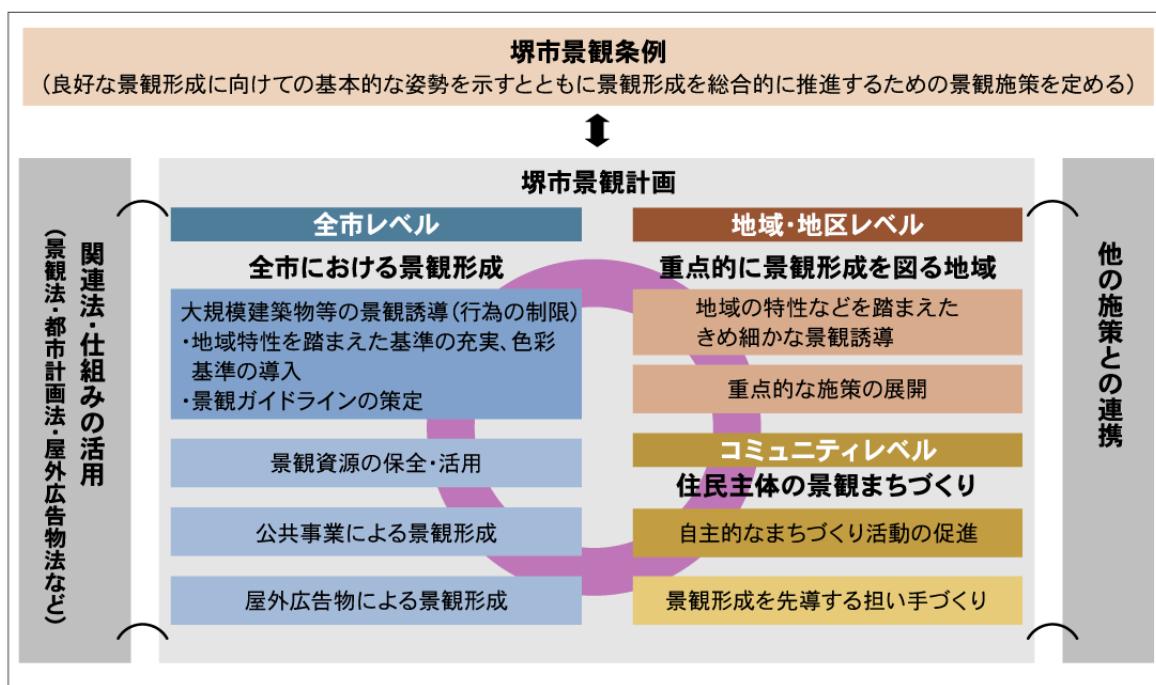
都市計画の基本理念

② 『堺市景観計画』

平成 23 年（2011）に策定された『堺市景観計画』は、市の施策を展望しつつ、関連計画と連携を図りながら、良好な景観の創出を目標として、その方針と実現に向けた取組の考え方を明らかにし、市のめざすべき良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための計画であり、「古くから積み上げられてきた歴史の重層性と、多彩な市街地や自然がおりなす都市の特性を、未来に引き継ぐまちづくりの源泉として、良好な景観の形成を図ることをめざし、市民、事業者、行政のそれぞれが、共通の認識をもってこれに取り組む」としている。

「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の 3 つのレベルにおける取組を実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」と「堺市景観計画」により、景観施策を実施している。

また、重点的に景観形成を図る地域として、「百舌鳥古墳群周辺地域」及び「堺環濠都市地域」を位置づけている。



③『第2期堺市文化芸術推進計画』

堺市では、文化芸術振興基本法の理念をふまえ、文化芸術創造のまち堺をめざすため、平成27年（2015）に堺市における文化芸術振興の基本理念等を定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定した。そして、この条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年（2016）3月に5年間を計画期間とする「自由都市堺文化芸術推進計画」を策定した。本計画期間の最終年度に、計画の成果及び計画策定後の社会情勢の変化等をふまえて、後継計画である「第2期堺文化芸術推進計画」の策定を行った。

前計画では、「自由で心豊かな市民生活の実現」と「都市魅力の創造」を基本目標として掲げ、11の項目を基本施策に定めたうえで、堺市の状況や社会情勢等をふまえ、重点的に取り組むべき方向性を示すことを目的として、「文化芸術の力を活用した社会的課題の解決」及び「次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」の2つを重点的方向性として位置付け、当該方向性に基づき文化芸術施策を推進した。

第2期計画では、前期計画の結果やその後の社会情勢の変化から生じた課題に対応するため、前期計画にて設定した2つの重点的方向性をふまえ、当該方向性を包括し、現状をふまえた今後の堺市における文化芸術施策の方向性を明示するため、新たに重点的方向性を設定している。また、新たに設定した重点的方向性を実現していく施策として、それぞれの方向性に対応した重点的施策を設定することで、実効性を確保する。

【基本目標、基本的施策、重点的方向性、重点的施策の体系図】



④『堺観光戦略』

戦略の位置付け

- ・『堺市基本計画 2025』、『堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）』等の方針に沿って、展開すべき観光の方向性を提示、安全
- ・安心の確保と経済の活性化を両立し、歴史文化資源を未来へ継承するための持続可能な施策を強化
- ・大阪府・大阪市が『大阪都市魅力創造戦略 2025』で取り組む府域周遊・滞在型観光促進に向けて、施策の方向性を共有

めざす姿 「人々を魅了し続ける屋根のないミュージアム” SACAY”」

- ・市内に広く点在する歴史、文化の魅力を最大限に活用し、およそ 4km×4km の広大なミュージアムで来訪者をおもてなし
- ・大仙公園エリアと環濠エリアを重点エリアとし、古墳や伝統産業などの価値や魅力を体感できるエリアとしてブランディング
- ・本物志向で質の高いサービス・コンテンツを多様な主体と創出し、磨き上げ、未来へ継承

ミッショントークン = 「訪れるたび新発見」

- ・堺が誇る歴史文化の奥深さを掘り起こし、何度も訪れても新たな魅力や興味を持ってもらえる施策を官民一体で推進
- ・市民が改めて堺の魅力を知り、誇りを持っていただける取組を通じて、来訪者の再訪意欲を高めるおもてなしを推進



屋根のないミュージアム重点エリア

歴史文化資源を活用した市内周遊促進

- ・市内各エリアの特色を活かし、重点エリア内の 1600 年の歴史文化とは異なる魅力を PR
- ・市外の近隣自治体とも連携し、市内全域への誘客の流れを創出

3 つの戦略

創る ~Create~

- ・古代、中世・近世の堺を体感できるエリアを ” 創る ”
- ・長時間滞在、周遊できるエリアを ” 創る ”
- ・堺ならではの新たなコンテンツを ” 創る ”

繋げる ~Connect~

- ・快適に大仙公園エリアと環濠エリア間を ” 繋げる ”
- ・重点エリアと市内各エリアを ” 繋げる ”
- ・大阪、関西の歴史文化、世界遺産を ” 繋げる ”

続ける ~Continue~

- ・安全・安心に観光できる取組を ” 続ける ”
- ・古墳群を次世代へ引き継ぐ取組を ” 続ける ”
- ・市民、事業者が主体となった取組を ” 続ける ”

⑤『堺市国際化方針』

地域社会における企業や団体を含むすべての人と広く協働して、本市の国際化を推進するにあたっての基本目標と基本的な施策の方向性を示すことによって、堺市が新たな時代の変化に対応し、国際的な魅力あふれる都市として発展し続けることをめざし、令和3年（2021）度～令和7年（2025）度までの5年間を対象期間として方針を策定した。

本方針における将来像は「多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺」であり、国際化方針の特色を次の3つとする。

○すべての人が安心して暮らせる “Inclusiveness”

- ・多文化共生社会を進めるための施策を拡充
- ・多様な価値観を認め、ともに歩むことのできる社会

○次世代が地域や世界で活躍できる “Opportunity”

- ・国際化を推進するための新たな柱として人材育成を重視
- ・人や物事との出会いを大切にし、共感・理解する力を育て、成長や活躍する機会につなげる

○郷土愛を育み世界と交流する “Confidence”

- ・発想を変える視点を持って都市魅力を創出し、地域に活力を取り込む
- ・自ら未来を切り拓くため、堺の歴史文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、多様性を認め合い、世界とつながり、信頼・自信を築く

さらに、本方針では「多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺」（将来像）を実現するため、4つの柱（I. 多文化共生社会の実現 II. 国際感覚豊かな人材育成 III. 新たな国際交流の推進 IV. 都市魅力の発信）をたてて臨む。このうち、「IV. 都市魅力の発信」では、施策の基本方向のひとつを「都市ブランド力の向上」とし、次の5つの方向を示す。

○国際都市・堺としての市民意識を高め、郷土愛を醸成し、国際化を推進します。

○堺が有する歴史文化資源の魅力や価値を国内外へ発信し、ソフト・ハードの両面において、外国人観光客等の受入体制を整備します。

○各国・地域とのパートナーシップ推進の基礎を作るため、外国公館・国際機関等との連携強化やネットワークの構築を図ります。また、国際協力に取り組む民間団体等と連携し、国際協力活動を推進します。

○「刃物」、「注染・和晒」、「線香」をはじめとする伝統産業のブランド化を進めることで、堺が誇る伝統産業を国内外へ発信します。

○国内外の競争に勝ち残る独自の技術力や自社ブランド力を高めるための取組を支援します。また、市内企業の海外市場への展開を促進します。

⑥『堺産業戦略』

令和4年度から令和7年度までの堺市の産業振興施策の方向性を示す「堺産業戦略」を今年2月に策定した。

堺の産業が豊かな地域経済の未来を切り拓くためには、イノベーションを創出し、既存産業の厚みをベースに雇用等の地域経済の基盤を守り、新たな社会課題への挑戦を通じて産業の可能性を引き出し、時代の変化を機敏に捉えた産業政策を共通の価値観に基づき展開し、地域活性化を引き起こすことが必要として、戦略のコンセプトを「インパクトある堺の産業が、未来を切り拓く！」“Sakai IMPACT Strategy”とする。

伝統産業は、戦略の5本柱のうち戦略3として、「歴史ある産業を守り、広げ、新たな価値を生み出す」に位置づけ、課題認識及び取組方針として、「堺の産業の強みの源流には、過去からの確かな製造技術の積み重ねや、国際的に活躍してきた商人の進取の気風、豊かな文化を継承する伝統産業など、地域における歴史的な積み重ねの存在がある。こうした歴史に裏付けられた堺ならではの産業の価値を守り、発展させていくことにより、地域の魅力向上につなげ、また地場産品の需要拡大や国内外からの来訪による市内の交流人口増加を通じて、地域経済への波及効果を高める。」としている。

伝統産業に関する施策については、未来に向けて新たに取り組む主な施策として伝統産業のブランド化推進を、継続して着実に取り組む主な施策として伝統産業の後継者確保・育成支援と、地場産品の戦略的発信に取り組む。

戦略によりめざす姿

■中期ビジョン（2025年度にめざす姿）

市内で活動する企業や人やプロジェクトが相互につながり、掛け合わさり、相乗効果を生み出すインパクトある堺の産業が躍動している。

中百舌鳥イノベーション拠点



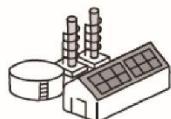
市内外から人・企業・情報・アイデアが集まり、常に新たなチャレンジが行われている。

働く意欲のある多様な人材



女性をはじめ、多様な人材に対する雇用機会が広がり、市内雇用が維持・拡大している。

SDGsをリードする企業



脱炭素化や循環経済への移行をはじめ、経済・社会・環境の好循環に取り組む市内企業がSDGsの牽引役となっている。

歴史に裏打ちされた産業



堺ならではの歴史・文化を背景とした産業が、新たな価値を取り入れながら進化を続けている。



重層化する地域産業

企業のDXの土台が形成され、既存の製造業やサービス業が相互につながり始め、掛け合わさり、地域経済全体が成長している。

■戦略の5本柱

- 中期ビジョンの実現に向けて、戦略の5本柱を中心とした施策体系を構築する。
その際、各戦略が相乗効果を発揮できるように取り組む。
- 継続して着実に取り組む従来からの施策と、未来に向けて新たに取り組む施策を組み合わせ、基本計画におけるKGI・KPI達成をめざす。

【戦略1】	【戦略2】	【戦略3】	【戦略4】	【戦略5】
<p>事業環境を整備し 地域経済を 底上げする</p> <p>企業のポテンシャルを 引き出し、地域全体の 生産性・付加価値額を 高める。</p>	<p>社会課題の解決と 持続的成長を 両立する</p> <p>社会課題に向き合い、 経営戦略としてSDGs に取り組む企業の挑戦 を後押しする。</p>	<p>歴史ある産業を 守り、広げ、 新たな価値を生み出す</p> <p>都市魅力の向上にもつながる、堺ならではの 産業のブランド化を進める。</p>	<p>市内外から知恵を集め イノベーションを 創出する</p> <p>中百舌鳥におけるイノ ベーションの担い手の 交流人口を増やし、新 事業を創出する。</p>	<p>時代に対応した 雇用により 地域経済基盤を支える</p> <p>潜在的求職者と企業との 雇用のミスマッチを 解消する。</p>

⑦『国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）』

本計画は、『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』（平成27年（2015）3月策定 令和4年度『史跡百舌鳥古墳群保存活用計画』に改定）で定められた整備活用の基本方針に則り、古墳群の一体的な整備に必要な基本的事項について方針を定め、史跡の本質的価値の継承と魅力ある史跡周辺環境の形成に資することを目的として策定した。

国の史跡百舌鳥古墳群に指定された17基（追加指定により現在は19基）の古墳を対象とした整備と公開活用の基本方針は、以下のとおり。

【整備の基本方針】

[本質的価値の確認]

- ・整備は発掘調査などの学術調査や墳丘形状、植生状況を踏まえ実施する。

[保存管理]

- ・墳丘や周濠など史跡の諸要素を適切に保存管理し、必要に応じて保存のための整備を行う。保存のための緊急的な措置は、その後の本格整備を考慮し、支障となる範囲で実施する。

[環境]

- ・古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。

[施設]

- ・各施設の整備には、史跡として本質的理解を助け、良好な景観形成に資するよう留意する。
- ・史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるため、復元や遺構表示、解説板設置など、必要に応じて方法を検討する。
- ・周囲の住居等の環境に配慮しつつ公開範囲を設定し、園路や階段を整備して来訪者を安全かつ円滑に誘導する。

【公開活用の基本方針】

- ・周辺の自然環境や歴史文化資源と有機的に結びついた活用を進める。
- ・住民に親しまれる多面的活用を図る。
- ・学校教育や生涯学習に資する場として提供する。
- ・公開活用は住民と協働を図り実施する。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針

古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

百舌鳥古墳群については、史跡百舌鳥古墳群として、一体的な修景や公開を進めることで、古墳に対する理解向上を図る。さらに個々の古墳について、墳丘の損傷等により本来の形状が認識しづらい古墳については、発掘調査などの成果をもとに、本来の形が理解できるような方法を検討し、整備基本計画に基づき整備を実施する。

文化財保護法等による指定や登録制度により保存措置が講じられている歴史的建造物については、持続的な維持管理を図りながら、活用に努める。

未指定の古墳や建造物等の文化財についても、調査によりその価値を明らかにし、それらの建造物の情報を一元的に整理したうえで、文化財保護法に基づく保存等の措置や、その他施策による所有者及び管理者への様々な支援を検討する。

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針

歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

古墳の周辺市街地においては、周遊により大型古墳の雄大なスケールを体感できていたことをふまえ、仁徳天皇陵古墳の南側に隣接する大仙公園の整備等を実施することで、古墳及び周辺の植生管理による古墳の視認性を高めるほか、上空から百舌鳥古墳群を眺望できる仕組みを整備し、古墳への眺望に配慮した周辺市街地の景観の保全・創出を図る。

また、環濠都市では環濠等の歴史・文化資源を活かした都市魅力の向上に取組むほか、修景補助制度を活用した町家等の整備などにより歴史的なまちなみの魅力向上を図る。さらに、町家が多く残る地域においては、核となる指定文化財等との調和、伝統行事や祭礼とあいまつた歴史的風致の形成を図る。

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針

「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

伝統産業の振興・継承にあたっては、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した商品開発や販路開拓、情報発信の強化など、これらの複合的な展開を図る。また、伝統技能を継承し、業界の牽引役となる次世代人材の育成に対する支援を行う。

茶の湯に対しては、さかい利晶の杜等で体験できる場と学ぶ場が連携した取組を進める他に、学校教育における茶の湯体験は、堺で育まれた伝統について子供たちが学ぶ重要な機会となっているため引き続き進める。

地域の祭礼行事の保全・継承にあたっては、祭礼行事が住民のコミュニティをつないできた求心力の源であることを十分にふまえながらも、地域の要望に応じるかたちで、不足する祭礼行事の新たな担い手としての新規住民の参加、地域連携における相互扶助、技術伝承のための支援や記録作業等を進める。

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

古くから受け継ぎ、洗練してきた堺の歴史・文化資源を大切にし、さらに将来へと引き継ぐために、市民への情報発信、あるいは“堺で育まれてきた歴史・文化資源”に触れる機会の創出等について取り組むほか、本市の歴史を見て触れるための行動誘導のための回遊性の向上等についても取り組む。これらの取組により、市外の人々が本市の歴史や文化に対して関心を高め、来訪者数が増加することで、シビックプライドの向上にもつなげる。

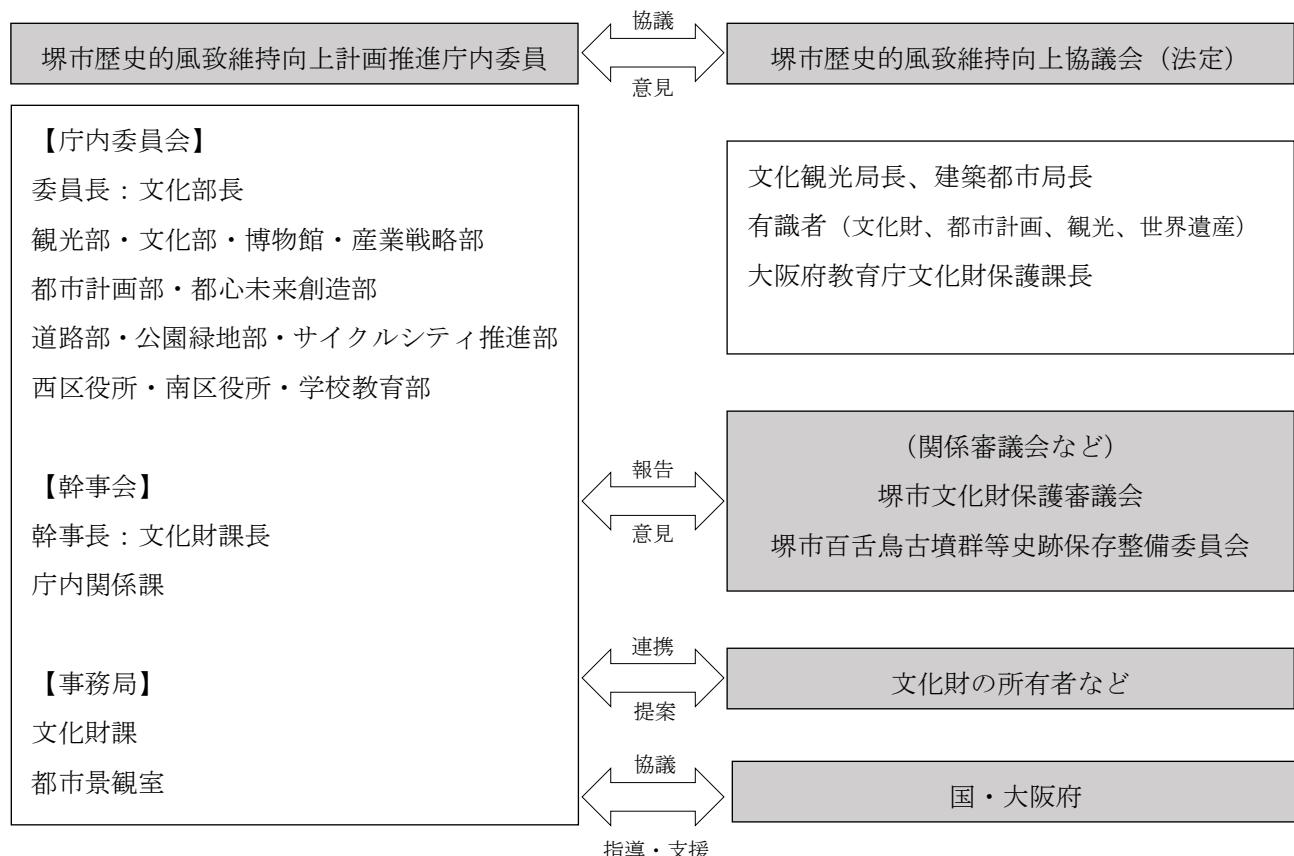
伝統産業や茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、来訪者が堺の歴史や文化に触れ、感じ、共感してもらえるよう、現存する資源を有効活用し歴史的資源の周遊のために自転車を活用するなど、回遊性の向上に向けた環境整備を進める。

本市の歴史文化を学び、体験するための行動誘導を図り、国内及び広く世界に歴史・文化資源に培われた堺の都市魅力を発信する。

4. 計画のための推進体制

本計画の推進にあたり、文化観光局文化部文化財課と建築都市局都市計画部都市景観室が事務局となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項に基づく「堺市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。国や大阪府から指導や支援を受けて計画を推進するにあたっては、必要に応じて文化財に関する審議会や委員会、文化財や歴史的建造物の所有者などの連絡調整を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

第1期堺市歴史的風致維持向上計画では、本市の地域特性や時代背景のもと培われた歴史的風致の広がりをもとに、歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、歴史・文化の醸成に大きな影響を与えてきた「百舌鳥古墳群及び周辺区域」及び「環濠都市区域」の2区域を重点区域に設定した。

第1期計画では、歴史的風致の核となる百舌鳥古墳群や井上関右衛門住宅（鉄砲鍛冶屋敷）をはじめとする歴史的建造物の保存整備、堺環濠都市区域の北部地区での修景事業等の事業などを進めた。さらに、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等を進めてきた。

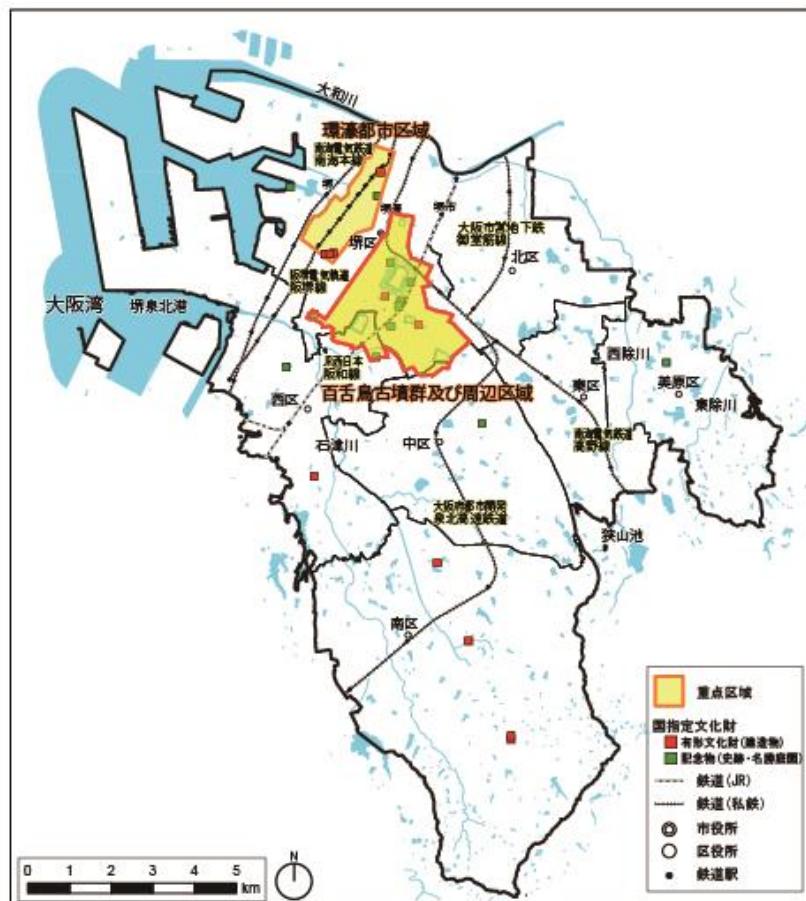
その結果として、都市の魅力や景観の向上、本市への来訪者の増加、市民の本市の歴史に対する誇りの醸成等の成果を得ることができた。

計画認定後、百舌鳥古墳群は平成26年（2014）3月に史跡百舌鳥古墳群として指定されたことで、現在19基の古墳を対象として、古墳群として一体的な保存、活用、公開するための取組を進めている。この百舌鳥古墳群での整備等の事業はまだ始まったばかりであることに加え、環濠都市区域でも歴史的風致形成建造物である鉄砲鍛冶屋敷の整備が進められているが活用はこれからであること、さらに、人口減少や高齢化等により、伝統産業、茶の湯、伝統文化等の継承に関わる担い手不足が生じることが予想されるなど、多くの課題が残されている。

こうした状況をふまえ、本計画第2章で記した本市の維持向上すべき8つの歴史的風致が重層して存在する地域である「百舌鳥古墳群及び周辺区域」及び

「環濠都市区域」の2区域を引き続き重点区域として設定し、重点的に施策を進めることで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域について、本計画の推進のために、市内各地に分布する伝統的な活動と歴史的建造物が一体となった歴史的風致に対する施策等が必要と認められる場合には、見直しを進めることとする。



重点区域の位置

2. 重点区域の位置及び区域

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域

名称：百舌鳥古墳群及び周辺区域

面積：662ha

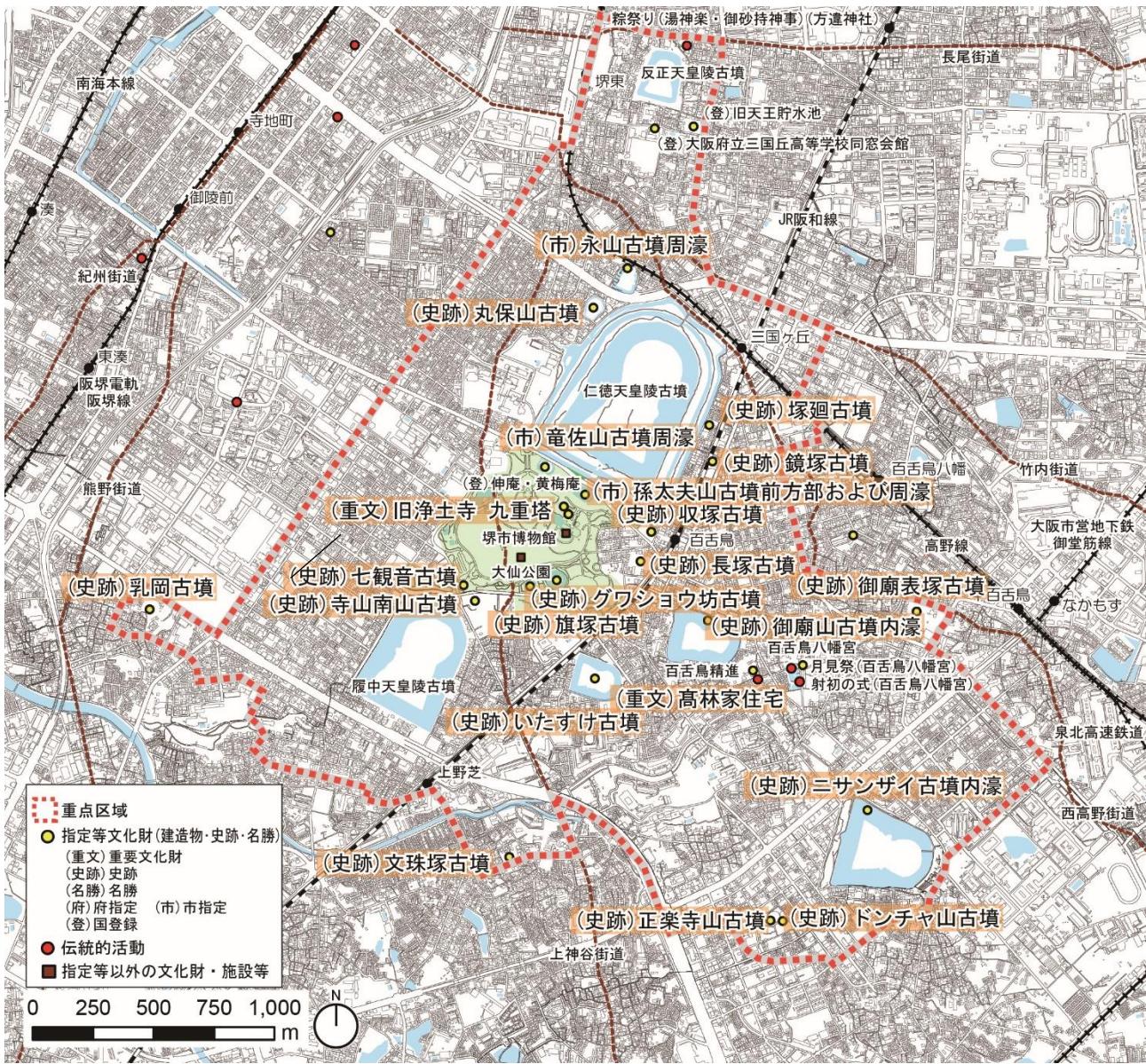
百舌鳥古墳群及び周辺区域には、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」、「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が存在する。またそれらの歴史的風致の核となる百舌鳥古墳群や、重要文化財の高林家住宅等が存在する。

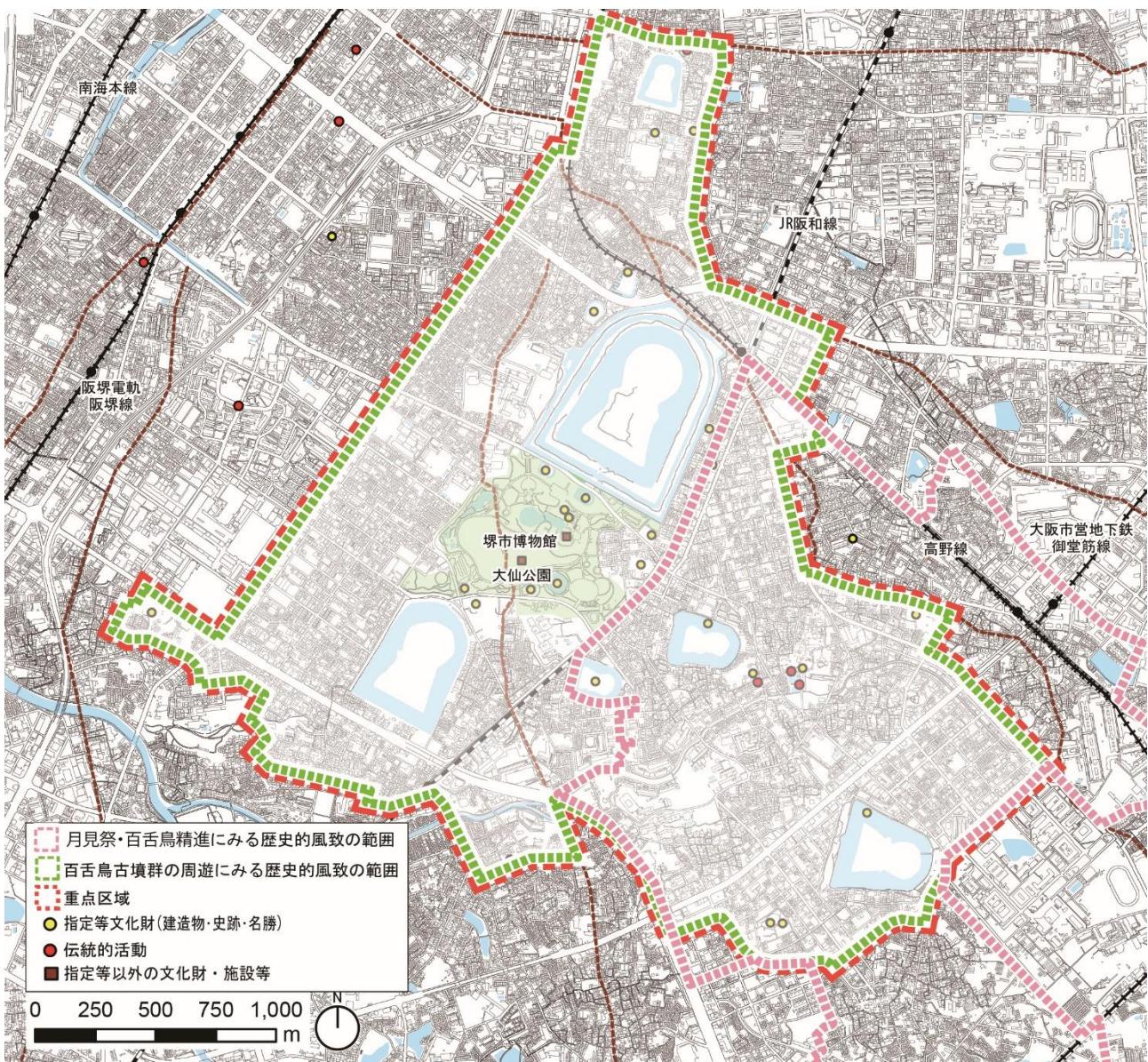
特に百舌鳥古墳群は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする23基の古墳が世界遺産に登録され、さらに世界遺産登録との重複を含めた19基の古墳が史跡百舌鳥古墳群として指定され、一体的な保存が図られている。

これらの建造物等と共に、近世より仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳を中心とした百舌鳥古墳群の周遊が行われ、また、百舌鳥八幡宮の氏子の集落では、地域の人々により月見祭等の祭礼や百舌鳥精進等の伝統行事が現在まで守り続けられている。戦後から現在に至るまでも、百舌鳥古墳群及びその周辺の大仙公園等では、市民を中心として多くの人々が周遊を楽しんでいる。

周遊の中心的存在である反正天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳の三陵は、信太山台地の西端に沿うように南北に並ぶ。また、百舌鳥川の北岸には百舌鳥八幡宮や氏子である高林氏の居宅である高林家住宅、近世の新田開発の中心的役割を果たした筒井家の住宅が点在する。さらに、百舌鳥川の南側にはニサンザイ古墳が存在する。このように、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳等の歴史的建造物等の分布をふまえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定する。

なお、第2期計画では、史跡百舌鳥古墳群との一体的な保存・活用を進めるため、重点区域の南側約45ha拡大し、乳岡古墳、文珠塚古墳を含む範囲とする。



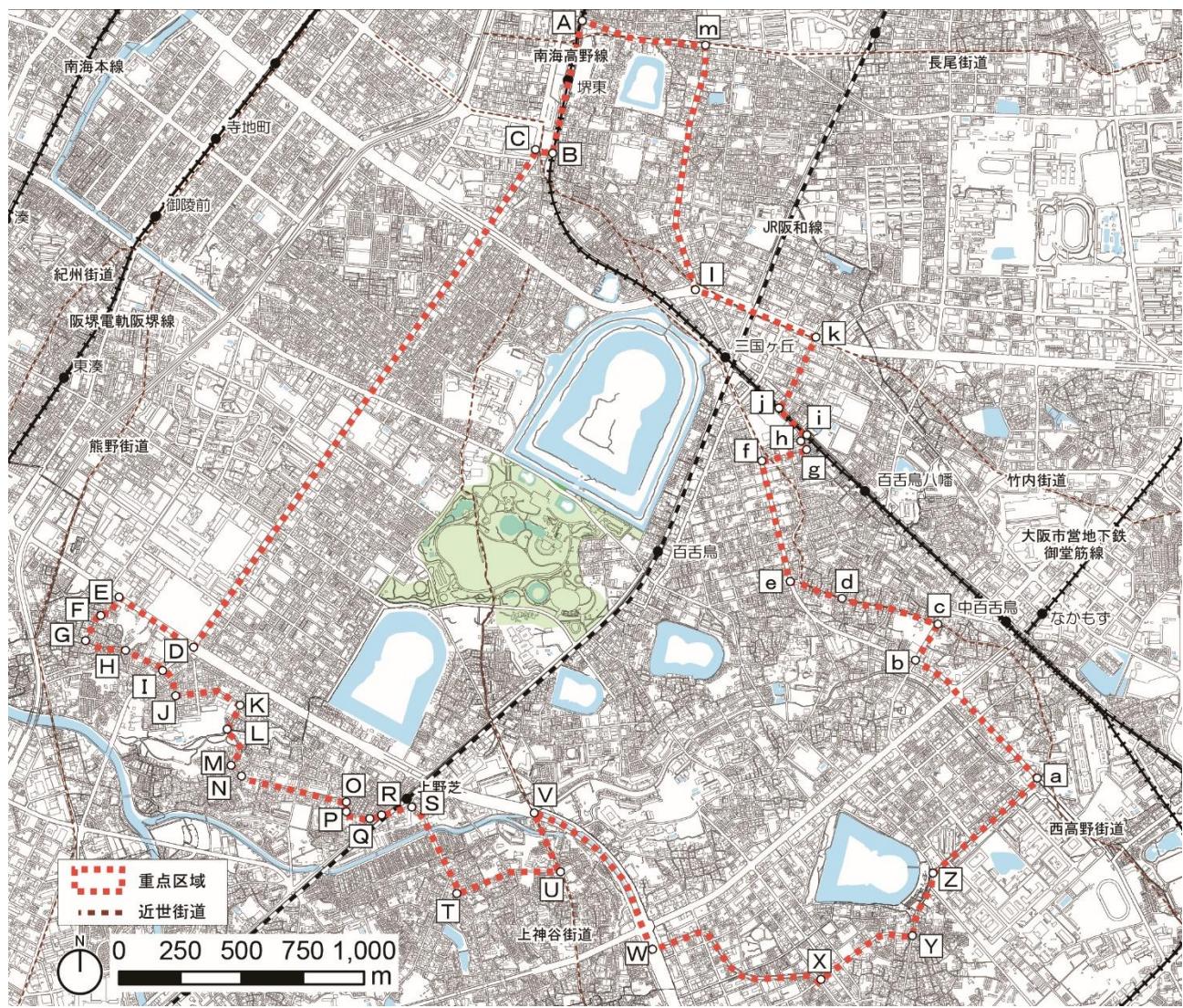


重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と歴史的風致の分布

区域の境界は、北限を府道堺大和高田線とし、東限を市道今池三国ヶ丘線・国道310号・市道梅北中百舌鳥線・市道中百舌鳥56号線等とする。これらの境界は、百舌鳥三陵の一つである反正天皇陵古墳を含む、現存する百舌鳥古墳群の北限及び東限に対応する。西限は南海高野線・市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線・府道大阪和泉泉南線、府道堺狭山線、市道石津21号線、同14号線とする。この境界は、百舌鳥三陵が立地する信太山台地の西端にあたる。南限は市道石津25号線、府道石津川停車場石津線、市道霞ヶ丘2号線、市道霞ヶ丘南陵3号線、市道南陵3号線、市道上野芝宮下1号線、市道上野芝6号線、市道神石市之町上野芝2号線、市道上野芝45号線、市道上野芝50号線、市道百舌鳥駅津久野線、市道百舌鳥駅津久野線、市道上野芝駅深井線、市道上野芝向ヶ丘10号線、府道堺かつらぎ線、府道堺狭山線・美濃川・市道百舌鳥陵南53号線・府道深井畠山宿院線・市道百舌鳥梅45号線とする。この境界は、百舌鳥古墳群の南限である石津川と百済川及び文珠塚古墳が位置する丘陵を経て、ニサンザイ古墳が位置する丘陵の南側を流れる美濃川をとおる。

重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」区域境界一覧表

区間	区間表示	境界	区間	区間表示	境界
A-B	南海高野線	線路中心線	T-U	市道上野芝向ヶ丘10号線	道路中心線
B-C	市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線	道路中心線	U-V	府道堺かつらぎ線	道路中心線
C-D	府道大阪和泉泉南線	道路中心線	V-W	府道堺狭山線	道路中心線
D-E	府道堺狭山線	道路中心線	W-X	美濃川	道路中心線
E-F	市道石津21号線	道路中心線	X-Y	市道百舌鳥陵南53号線	道路中心線
F-G	市道石津14号線	道路中心線	Y-Z	府道深井畠山宿院線	道路中心線
G-H	市道石津25号線	道路中心線	Z-a	市道百舌鳥梅45号線	道路中心線
H-I	府道石津川停車場石津線	道路中心線	a-b	国道310号線	道路中心線
I-J	市道霞ヶ丘2号線	道路中心線	b-c	市道中百舌鳥56号線	道路中心線
J-K	市道霞ヶ丘南陵3号線	道路中心線	c-d	市道梅北中百舌鳥線	道路中心線
K-L	市道南陵3号線	道路中心線	d-e	府道大阪高石線	道路中心線
L-M	市道上野芝宮下1号線	道路中心線	e-f	国道310号線	道路中心線
M-N	市道上野芝6号線	道路中心線	f-g	市道百舌鳥梅北15号線	道路中心線
N-O	市道神石市之町上野芝2号線	道路中心線	g-h	市道百舌鳥梅北9号線	道路中心線
O-P	市道上野芝45号線	道路中心線	h-i	市道百舌鳥梅北14号線	道路中心線
P-Q	市道上野芝50号線	道路中心線	i-j	南海高野線	線路中心線
Q-R	市道百舌鳥駅津久野線	道路中心線	j-k	市道向陵中5号線	道路中心線
R-S	市道上野芝32号線	道路中心線	k-l	府道大阪中央環状線	道路中心線
-T	市道上野芝駅深井線	道路中心線	l-m	市道今池三国ヶ丘線	道路中心線
			m-A	府道堺大和高田線	道路中心線



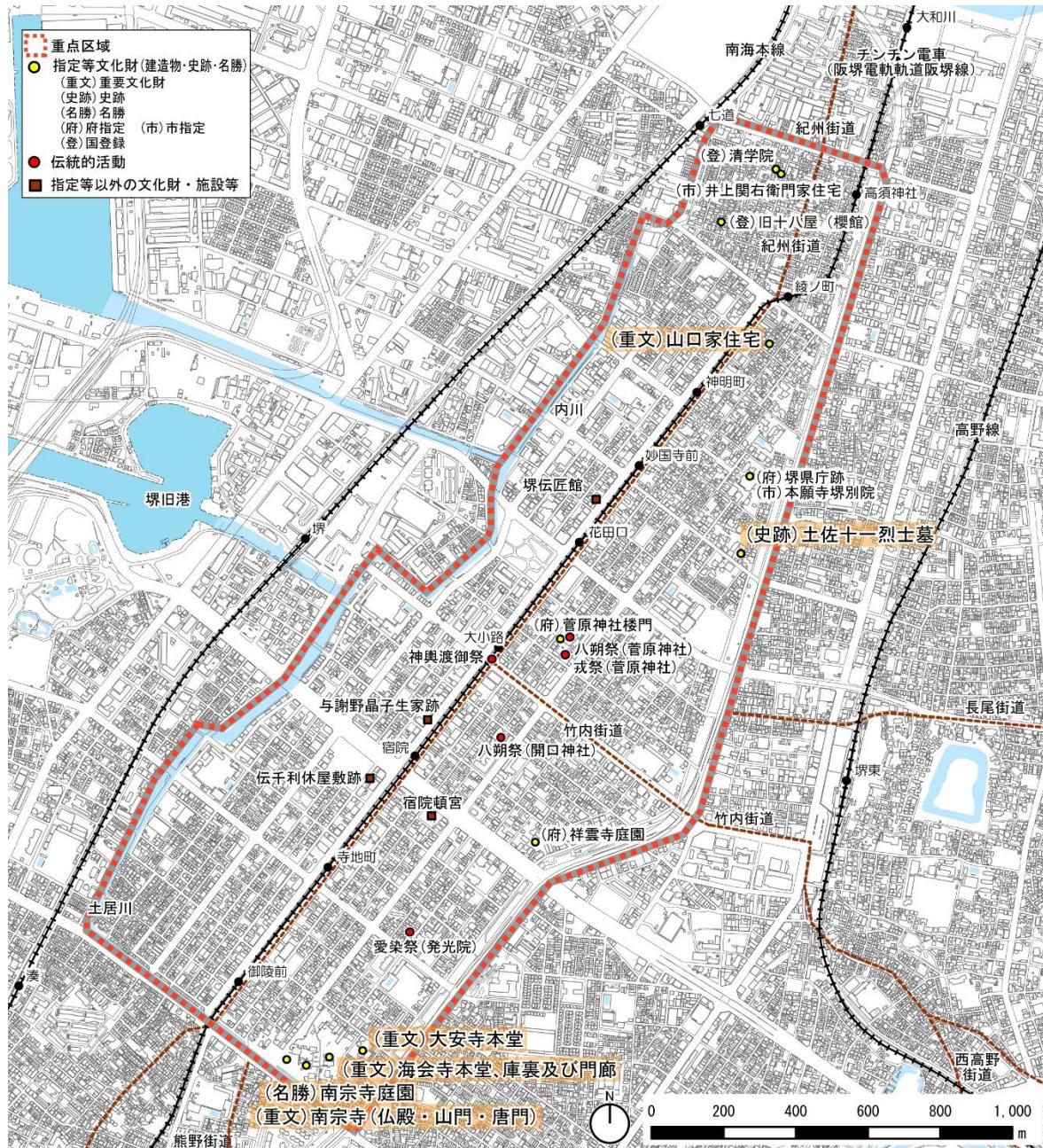
重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」の区域境界

(2) 環濠都市区域

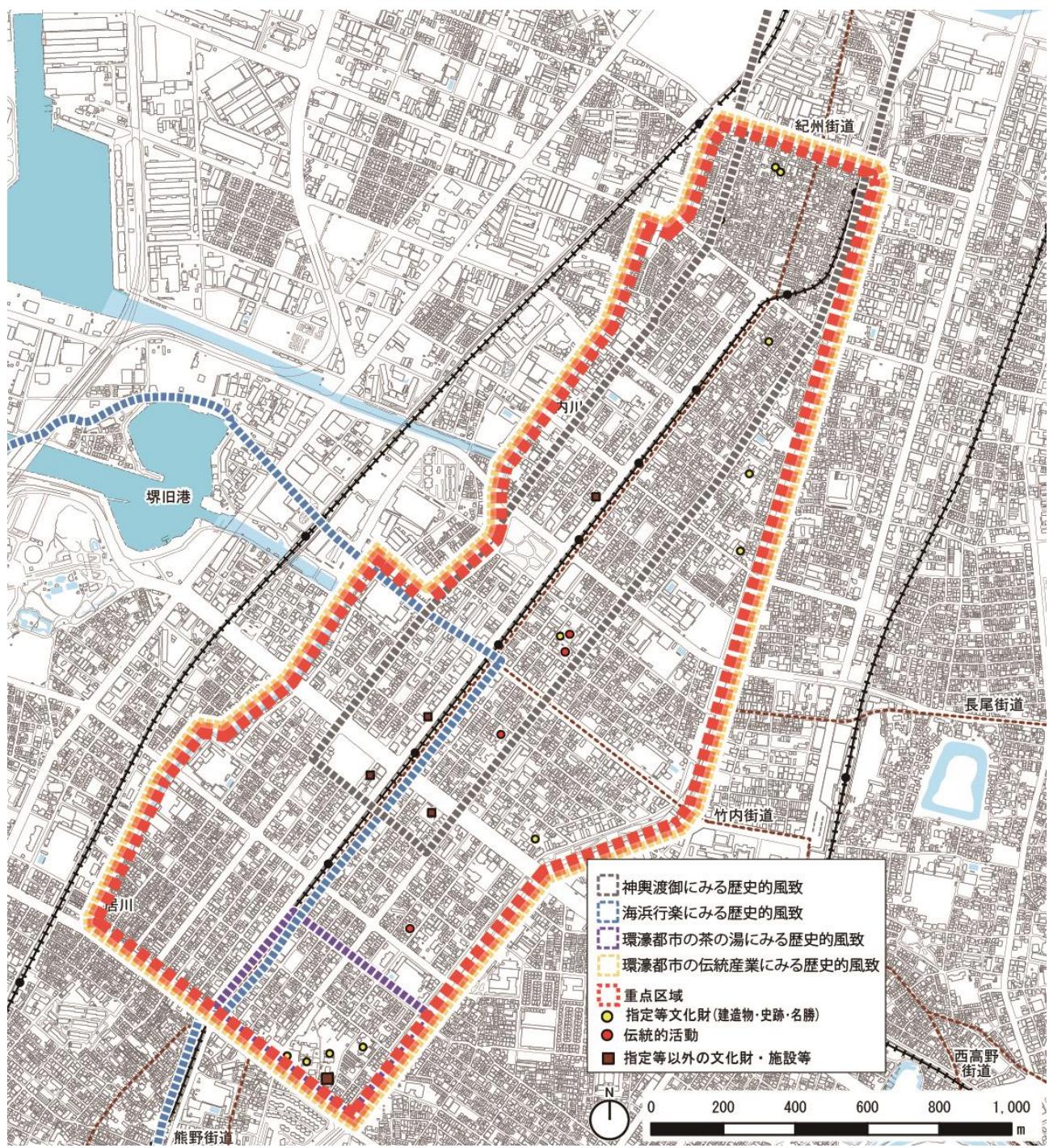
名称：環濠都市区域

面積：250ha

環濠都市区域には「環濠都市の伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御祭にみる歴史的風致」「環濠都市の茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致が存在する。堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきた。江戸時代に行われた「元和の町割」は、直交する東西の大小路と南北の大通筋（紀州街道）を基準とし、各々並行させた長方形の短冊型地割であり、今もこの形が街区構成の基本となっている。宝永元年（1704）に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年（1835）には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となった。



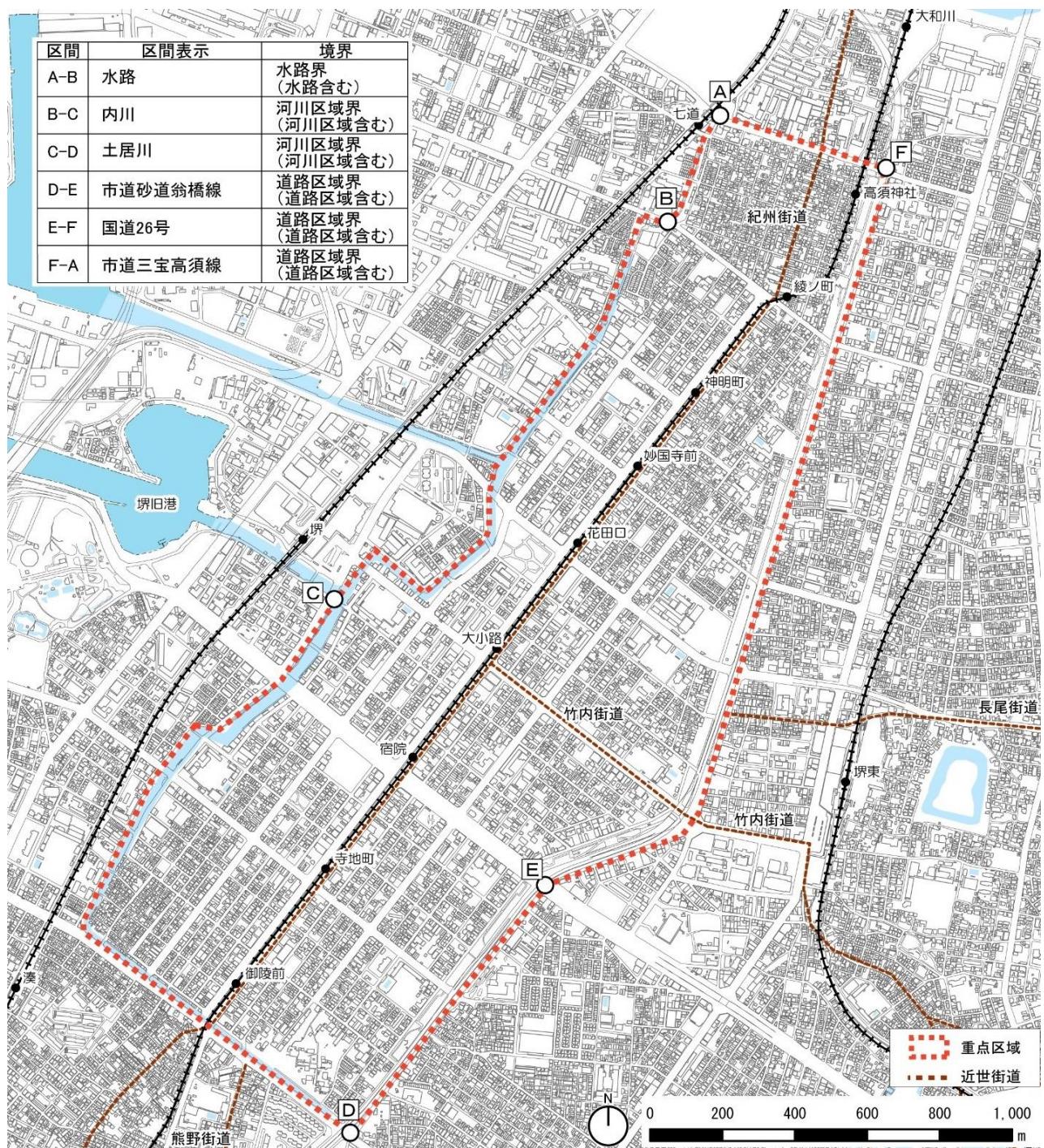
重点区域「環濠都市区域」の区域と歴史・文化資源の分布



重点区域「環濠都市区域」と歴史的風致の分布

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺（仏殿・山門・唐門）をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭（おわたり）が受け継がれる市街地には町家等の歴史的建造物などが広く分布する。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触ることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。

その区域界は、土居川及び内川の河川区域外側、北側は市道三宝高須線の道路区域北端、東側は市道砂道翁橋線及び国道26号の道路区域東端とする。



重点区域「環濠都市区域」の区域境界

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

「百舌鳥古墳群及び周辺区域」は、古墳時代を象徴する大型前方後円墳等で構成される日本有数の古墳群と共に、百舌鳥八幡宮の祭礼や、近世以降に盛んとなり現在に至る古墳群の周遊等の伝統的な活動で彩られ、各時代を起源とする歴史が重層するという本市の歴史特性を現す代表的な区域となっている。

また「環濠都市区域」は、中世自治都市を土台に近世以降に整備された街区構成を現在も継承し、そこに町家や寺社等の歴史的資源が点在し、独特的市街地環境を形成している。さらに中世の南蛮貿易に代表されるように、環濠都市区域は流通往来及び情報交流の拠点として栄え、その特徴を受け継ぎながら本市の中心市街地として発展した。現在も、本市における経済的、文化的な側面での中心となっており、本区域における各種施策や取組が、市域全域に与える影響は大きくなっている。

こうしたことから、この2つの重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るために施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的な建造物の保存及び活用を促進するほか、伝統産業や祭礼行事の保存・継承に大きく寄与することが期待できる。また両区域には、多くの市民及び来訪者が訪れており、周遊環境を整備することでこれらの歴史的風致の維持及び向上により形成される、都市魅力の発信にも大きく貢献することが期待される。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画との連携

本市は、市域全域が都市計画区域になっており、そのうち約72%にあたる約10,735haが市街化区域に、約28%にあたる約4,247haが市街化調整区域に指定されており、重点区域は市街化区域に位置している。

百舌鳥古墳群及び周辺区域については、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳を中心とする約107haの区域を自然的景観や歴史的意義のある地区として風致地区「大仙風致地区」に指定しており、建築物及び工作物の新築、改築等、色彩の変更、土地の形質変更など、風致に影響を及ぼすような行為を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない。建築物の高さ15m以下、建ぺい率40%以下、道路境界線から道路に接する部分は1.8m以上、その他の部分は1.0m以上の壁面後退等の基準を定めて、緑豊かな良好な市街地環境を保全している。

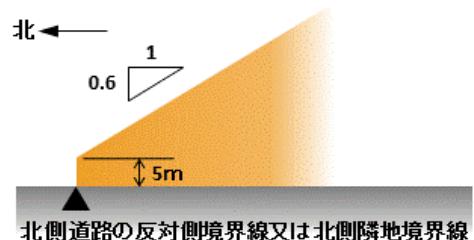
風致地区における許可が必要な行為

	行為の内容	適用除外要件
1	建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転	・建築物で床面積の合計が10m ² 以下のもの（高さが15mを超えるものを除く。）、工作物で高さが1.5m以下のもの。 ・建築物に付属する設備の内、高さが1.5mを超えるものについては工作物申請が必要。
2	建築物等の色彩の変更	・建築物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外。
3	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	・面積が10m ² 以下で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
4	水面の埋立て又は干拓	・面積が10m ² 以下のもの。
5	木竹の伐採	・間伐、枝打ち、整枝等木竹の管理行為、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採など。
6	土石の類の採取	・地形の変更が上記3と同程度の土石の類の採取。
7	屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積	・面積が10m ² 以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さ1.5m以下であるもの。

また百舌鳥古墳群及び周辺区域の大半を高度地区（第一種）、高度地区（第四種）、高度地区（第五種）、高度地区（第六種）に指定し、建築物の高さの最高限度を定めている。

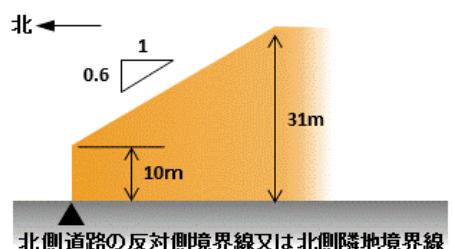
高度地区（第一種）

建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。



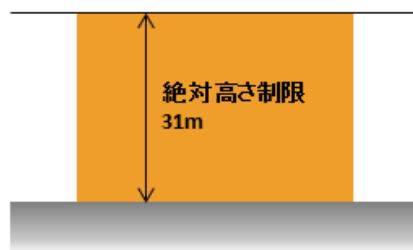
高度地区（第四種）

- 1 建築物の高さは、31メートル以下とする。
- 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。



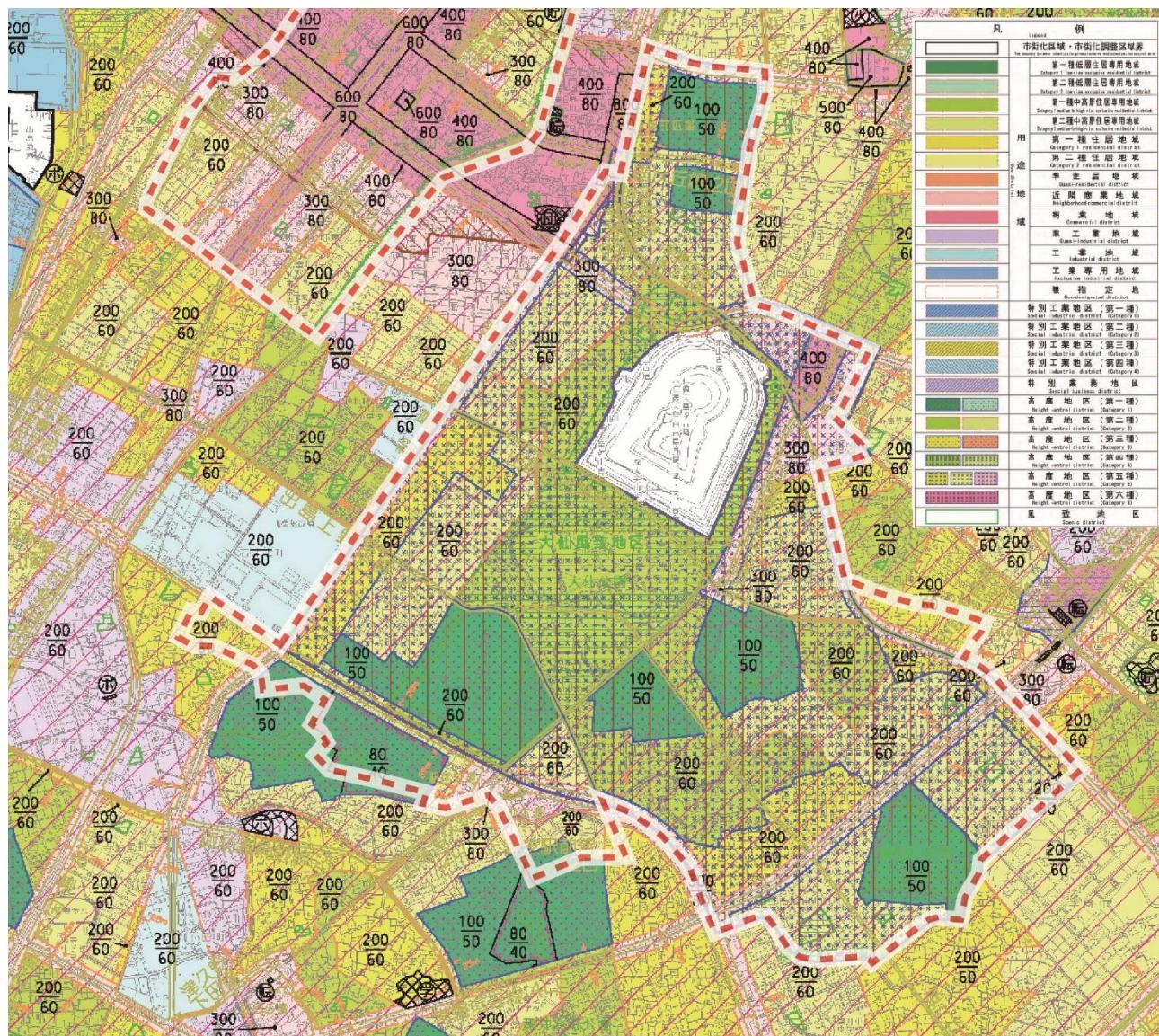
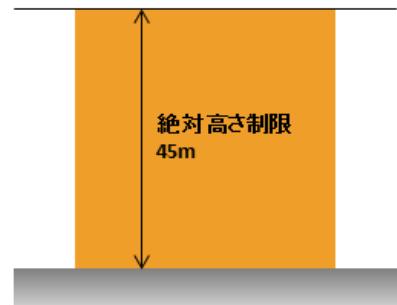
高度地区（第五種）

建築物の高さは、31 メートル以下とする。

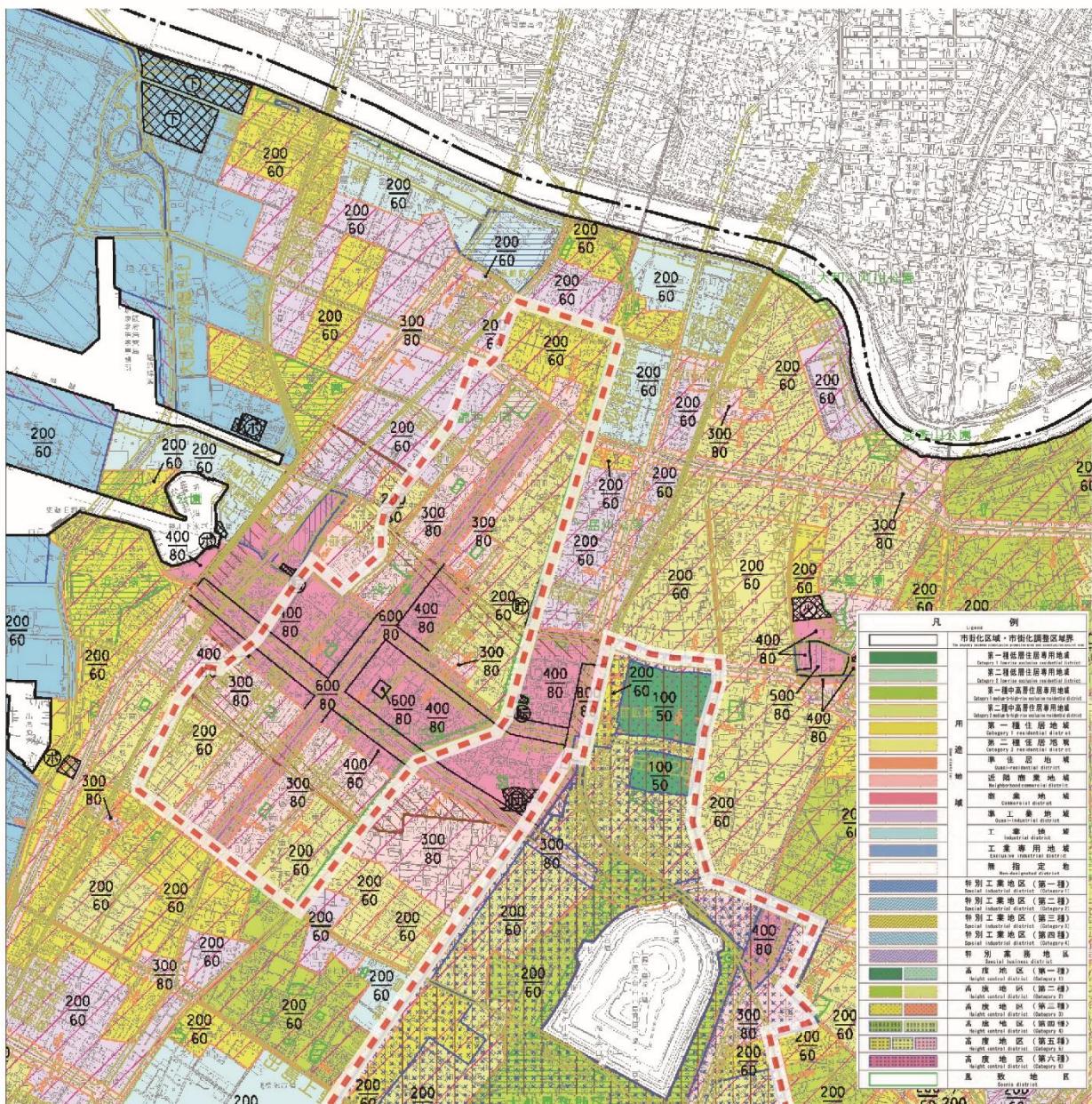


高度地区（第六種）

建築物の高さは、45 メートル以下とする。



都市計画図（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



都市計画図（環濠都市区域）

(2) 景観計画との連携

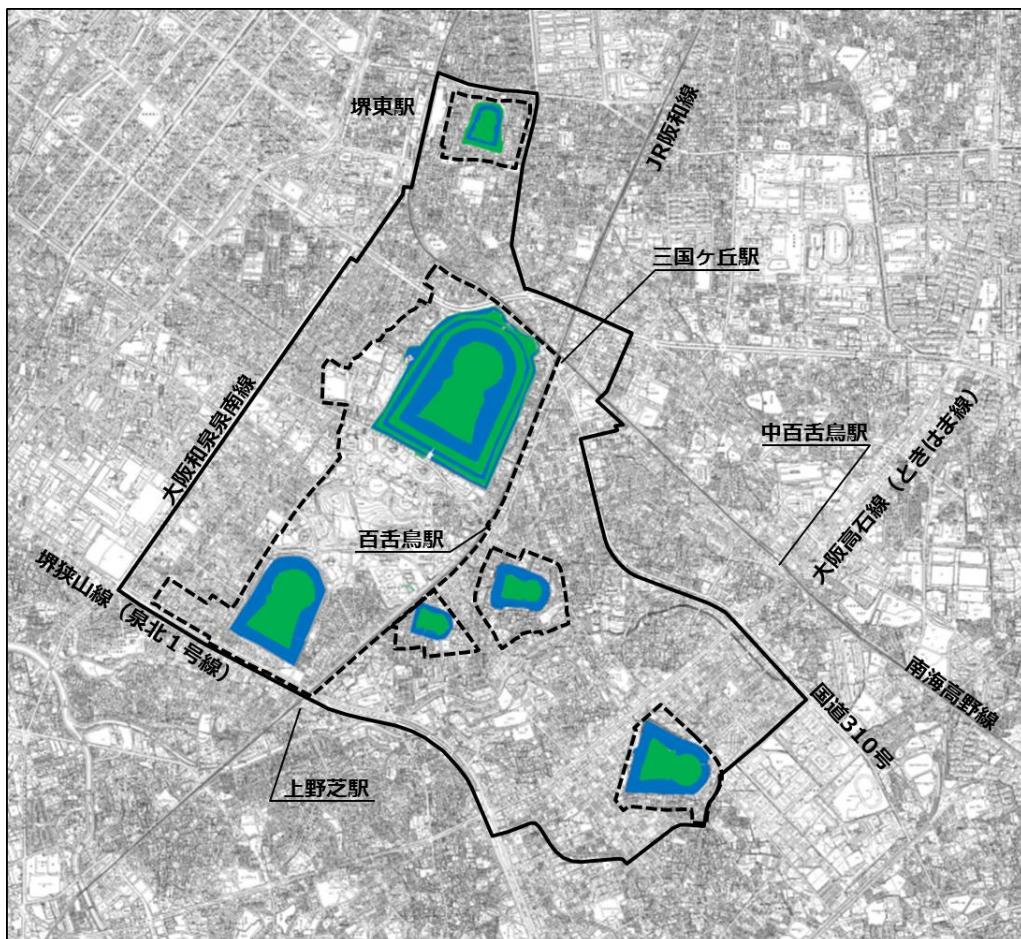
平成 23 年（2011）6 月に策定した堺市景観計画において、重点的に景観形成を図る地域としている百舌鳥古墳群及び周辺区域については、古墳群周辺におけるより一層の景観形成の推進を図るために、平成 28 年（2016）1 月に景観地区に指定している。景観地区内において、建築物の新築、改築、色彩の変更等の建築行為を行う場合には、形態意匠の制限を遵守したうえで、景観法に基づく申請を行い、市長から認定を受けなければならない。

景観地区の認定申請が必要な建築物と行為

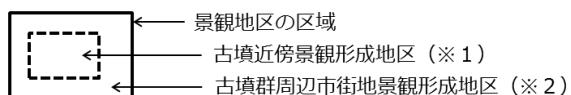
認定申請が必要な建築物	行為の種別
古墳近傍景観形成地区（※）	全ての建築物
古墳群周辺市街地景観形成地区（※）	大規模建築物、中規模建築物

（※）「古墳近傍景観形成地区」及び「古墳群周辺市街地景観形成地区」の区域は、下図を参照

景観地区の範囲



【凡例】



（※ 1）「古墳近傍景観形成地区」

：巨大前方後円墳の周囲で、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域

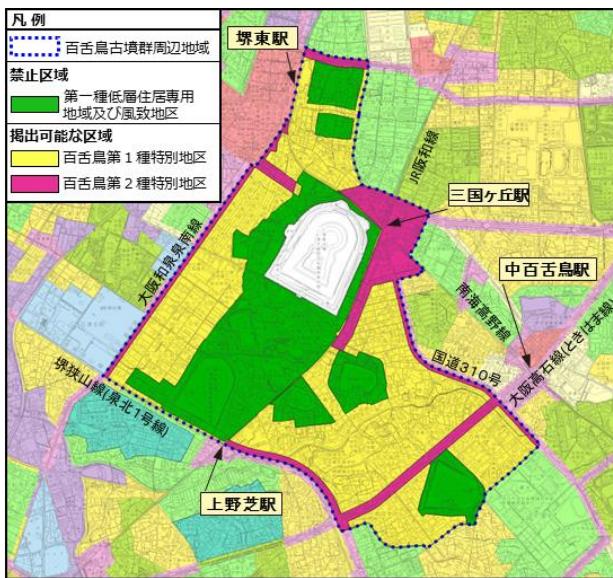
（※ 2）「古墳群周辺市街地景観形成地区」

：百舌鳥古墳群周辺景観地区に指定された区域のうち、「古墳近傍景観形成地区」を除く区域

(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）

本市では、堺市屋外広告物条例に基づき、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する許可の基準等を定めており、市域を土地利用に応じた第1種から第4種までの4つの許可区域に区分し、それぞれの区域に応じた景観誘導を図っている。

さらに、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区として指定し、百舌鳥第1種特別地区と百舌鳥第2種特別地区の2つの許可基準を定め、屋上広告物を禁止するなど、世界文化遺産のある都市に相応しい良好な景観形成を図っている。



許可区域等		広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）	
		百舌鳥第1種特別地区	百舌鳥第2種特別地区
土地利用		壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成をめざす地域	
用途地域		第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	
壁面広告物	面積	1敷地あたりの表示面積の合計10m ² 以内、かつ、取付壁面の3分の1以内	取付壁面の3分の1以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	—
範囲	縦	縦：取付壁面の高さの範囲内	横：取付壁面の幅の範囲内
	開口部	（窓、出入口、非常用進入口、排煙口等）を塞がない	—
屋上広告物		掲出不可	
自立広告塔ほか	面積	1表示面につき5m ² 以内、かつ、総面積10m ² 以内	1表示面につき10m ² 以内、かつ、総面積20m ² 以内
	高さ	地上から最上端までの高さ6m以内	地上から最上端までの高さ10m以内
	掲出個数	1敷地につき2個以内（自立広告塔）	
その他		非自家用広告物は掲出不可（適用除外広告物除く）	

(4) 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画

史跡百舌鳥古墳群を将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定等を目的として平成 27 年（2015）3 月に「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定した。

策定後、平成 30 年（2018）に文化財保護法が一部改正され、保存活用計画の策定が法令上、明確に位置付けられた。さらに、御廟山古墳内濠等が追加指定されたこと、また、令和元年（2019）7 月に世界遺産に登録されたことを受け、追加指定と登録時の追加的勧告に対応するため、百舌鳥古墳群の保存管理と活用の基本方針を示した新計画を令和 5 年（2023）3 月に策定した。

保存管理の基本方針

- ・史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す。
- ・古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る。
- ・調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 堺市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、引き続き国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続し、市域の文化財の総合的な把握をより推進したうえで、文化財指定等を促進する。市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力し、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、歴史・文化を活かした魅力的な都市形成に寄与するよう努める。

市域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が37件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が30件、大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が53件ある。その他、登録有形文化財21箇所64件、記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財1件、選定保存技術（保持者）1件を含め、合計190件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や一般公開等の事業を進める。

①有形文化財

有形文化財（建造物・美術工芸品）は、国宝1件を含む国指定28件、府指定が18件、市指定が46件の計92件の指定のほか、64件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理保全や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年（1991）から平成6年（1994）にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史（続編）で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果もふまえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等は無く、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」（記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財にも選択）、「堺の手織綾通」、市指定の「石津太神社のやっさいほっさい」、「住吉大社宿院頓宮の祓神事」の4件である。

大阪府の民俗芸能悉皆調査が実施されているものの、市内各所の祭礼・行事等の詳細な調査は未実施なものが多く、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて堺市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

③記念物（史跡・名勝・天然記念物）

史跡は国指定が6件、府指定が7件、市指定が4件の計17件となっており、大半を古墳が占めるという本市の特性を強く現している。その他、名勝は国指定1件、府指定1件、市指定2件の計4件、天然記念物は国指定1件、府指定7件の計8件となっている。

名勝及び天然記念物に関しては、主に茶の湯をはじめとする本市の近世の歴史と密接に係る庭園や、樹木等を対象に調査の実施を行い、所有者等との協力のもと、調査を実施する。

④文化的景観

文化的景観に関しては、文化庁が設置した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会」が平成19年（2007）に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる「堺環濠都市」「阪堺電車」を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。特に堺環濠都市は、「中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観」の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施する。本市では、すでに史跡のうち土塔及び旧堺燈台について整備を実施し公開している。旧堺燈台については、毎年海の日に内部を公開している。また重要文化財山口家住宅や登録有形文化財清学院については、堺市立町家歴史館として公開活用を行っている。さらに、市指定井上関右衛門家住宅を「（仮称）堺鉄炮鍛冶屋敷ミュージアム」として公開活用する。

また、国の登録有形文化財である南海本線浜寺公園駅駅舎及び諏訪ノ森駅西駅舎の文化財的価値を次世代へ伝えるよう保存し活用する取組を進める。

現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見をふまえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施する。

修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取ったうえで、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととする。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市の文化財の保存・活用を行うための施設には、堺市博物館等がある。博物館は文化

財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館については、地域の歴史をふまえつつ特色ある展示を行う。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保全にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動等を一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定など、文化財保護法により文化財の保全を図ったうえで、都市計画法に基づく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、各種施策との連携を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

本市は令和4年（2022）に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めたうえで、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成21年（2009）より導入し、指定品等の搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

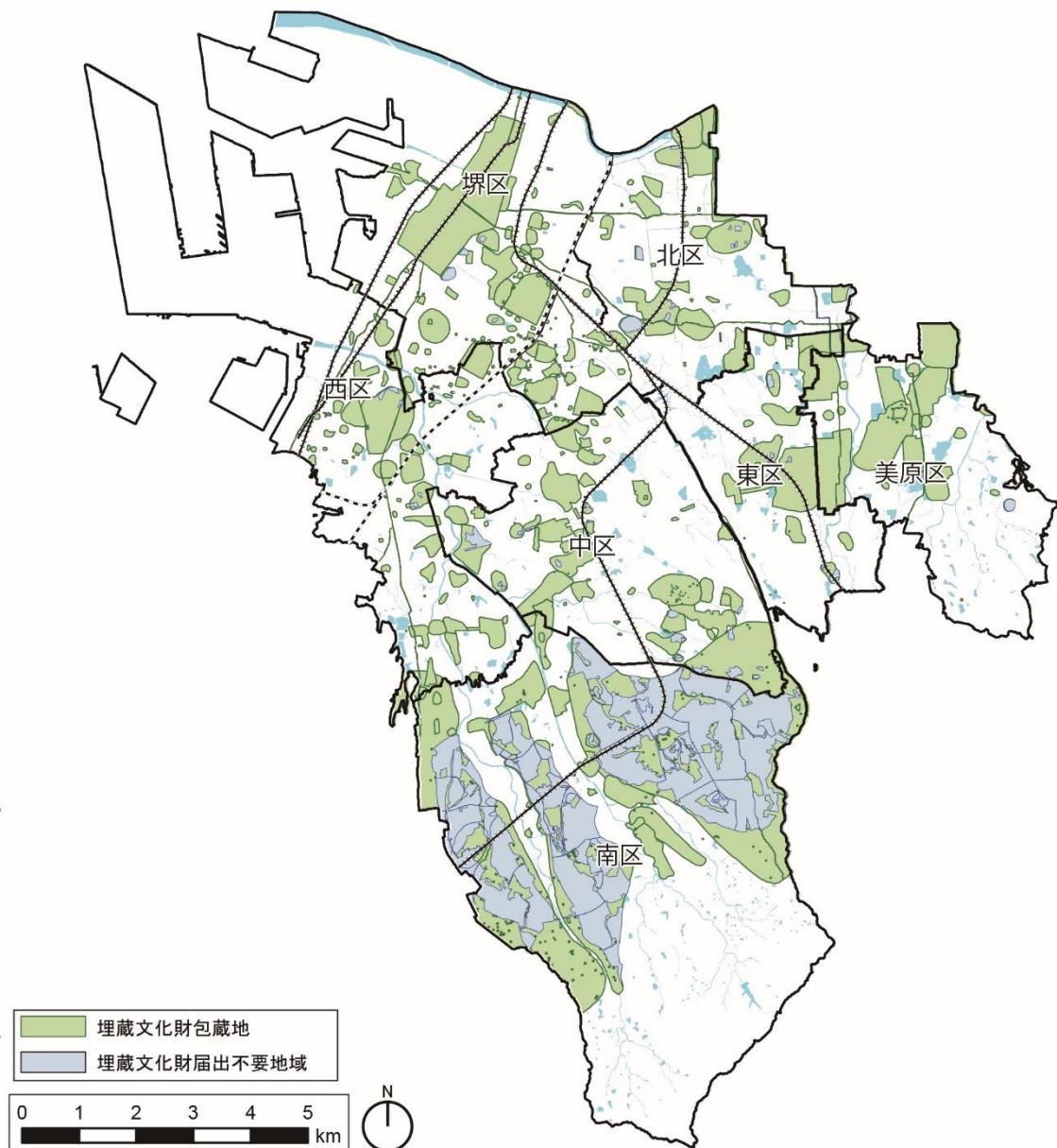
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院等が拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成等を行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市内には400件以上もの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し、必要に応じて情報の更新を行っている。なお、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地に関する情報は、市ホームページで閲覧することができる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に関しては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、大阪府教育委員会とも連携を取りながら、適切に指導を行っている。さらに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、計画変更によって埋蔵文化財の保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、必要に応じて記録保存等の対応についても速やかに実施していく。また、試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見や範囲拡大が生じた際には、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行う。



本市の周知の埋蔵文化財包蔵地

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成 19 年（2007）4 月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局への移管となった。その後、平成 22 年（2010）4 月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年（2019）度の条例及び規則の改正に伴い、令和 2 年（2020）4 月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を行っている。

- ・本庁（文化財係、管理係）

- 埋蔵文化財担当職員 4 人

- 文化財一般担当職員 6 人

- 事務職員 3 人 再任用職員 1 人 会計年度任用職員 1 名

- ・分室（調査係）

- 埋蔵文化財担当職員 5 人 再任用職員 2 人 会計年度任用職員 1 人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

堺市文化財保護審議会委員名簿（令和 4 年 4 月現在）

氏名	所属	専門
大野 朋子	神戸大学発達科学部人間発達環境学研究科 准教授	緑地環境学、造園学、 民族植物学
木許 守	龍谷大学文学部歴史学科 教授	考古学、文化財行政学
佐久間 康富	和歌山大学システム工学部システム工学科 准教授	都市計画、建築計画
高橋 平明	（公財）元興寺文化財研究所 総括研究員	仏教文化、民俗学
高村 公一	常磐会短期大学幼児教育科 准教授	学校教育、社会科教育
田 啓子	枚方市文化財保護審議会 委員	日本建築史、民家史
福原 成雄	大阪芸術大学芸術学部建築学科 教授	庭園史、造園学、 環境デザイン学
松尾 久美子	近畿大学文芸学部芸術学科 准教授	日本美術史、彫刻史
宮路 淳子	奈良女子大学研究院人文科学系 教授	環境考古学、文化財科学
山中 浩之	大阪府立大学 名誉教授	日本近世近代史

(9) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る地域の団体が活動している。平成 18 年（2006）4 月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、政策会議の設置や区域まちづくり事業の実施など、区域ごとの特色を活かして、様々な取組を行っている。

文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO 法人堺観光ボランティア協会」等が様々

な活動を繰り広げている。同協会（会員数 256 名：令和 2 年（2020）4 月現在）では定期的に研修会や勉強会を実施し、ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、文化財等の特別公開等への協力、学校との連携活動等を実施している。

また「堺自由の泉大学（ラ・パリテ堺）」は男女共同参画社会を実現することを目的に開校したものであり、コースの一つ「国際都市堺の魅力を世界へ」のなかの「歴史探訪と考古学」や男女共同参画一般教養講座の「堺の歴史・世界遺産探訪」では、堺の魅力を知る一環として、仁徳天皇陵古墳や世界遺産、文化財、また無形文化遺産についての学習を年間を通じて実施している。

今後とも、これら地域の団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図りながら、歴史・文化の担い手育成等についても検討を行う。

また、西区では NPO 法人浜寺公園駅舎保存活用の会が浜寺公園旧駅舎を活用し、カフェやライブラリー、催し物スペースの運用を行い、NPO 法人浜寺諏訪森を考える会が諏訪ノ森旧駅舎を活用し、日替わりでカフェや物販、文化教室等が行われている。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

①百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、17件の指定文化財が存在する。

有形文化財のうち建造物は重要文化財の高林家住宅、堺市博物館内に移設された旧浄土寺九重塔の2件のほか、堺市博物館敷地内の伸庵や黄梅庵、大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）、旧天王貯水池の4件が登録有形文化財（建造物）となっている。美術工芸品としては、重要文化財が木造觀音菩薩立像（堺市博物館所蔵）、漆塗太鼓形酒筒（堺市博物館所蔵）の2件、府指定が慶長大火繩銃（堺市博物館所蔵）の1件、市指定が住吉祭礼図屏風（堺市博物館所蔵）、山上宗二記（堺市博物館所蔵）、元禄菱垣廻船模型（堺市博物館所蔵）、十一面觀音立像（光明院所蔵）の4件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等は行われていない。

史跡は、史跡百舌鳥古墳群として、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正樂寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、錢塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七觀音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の19件が指定され、また市指定が、竜佐山古墳周濠、永山古墳周濠、孫太夫山古墳前方部及び周濠の3件となっている。

他に、宮内庁が管理する陵墓として仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳及び、陵墓参考地として、ニサンザイ古墳、御廟山古墳が存在する。

天然記念物は府指定の百舌鳥のくす、百舌鳥八幡宮のくす、方違神社のくろがねもちの3件である。

この中で、古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡の古墳を対象として百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要なものについて保存、修景、整備等を実施する。また、仁徳天皇陵古墳等の宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地についても、史跡と連携した保存活用を図る。

②環濠都市区域

環濠都市区域には、40件の指定文化財が存在する。

有形文化財は、建造物が重要文化財の大安寺本堂、海会寺本堂・庫裏・門廊、山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門の4件、府指定の菅原神社楼門、板状塔婆の2件、市指定の井上関右衛門家住宅主屋他2件、登録有形文化財の清学院、旧十八屋（櫻館）の2件が存在する。美術工芸品としては重要文化財が脇差 朱銘長義（妙國寺）、短刀 銘国光（妙國寺）、紙本著色大寺縁起（開口神社）、伏見天皇宸翰御歌集（冬百首）（開口神社）、短刀 銘吉光（開口神社）、釈迦二声聞像（祥雲寺）、沢庵和尚像（祥雲寺）、閻魔王図（長泉寺）、本堂障壁画（大安寺）の9件、府指定が阿弥陀如来立像（常安寺）、梵天像（常安寺）、開口神社文書（開口神社）、和泉長谷寺縁起（長谷寺）、阿弥陀三尊來迎図（専称寺）の5件、市指定が梵鐘（本願寺堺別院）、親鸞聖人絵伝（真宗寺）、反故裏書（真宗寺）、己行記（妙國寺）、行功部分記（妙國寺）、宝物集 卷第三（妙國寺）、法華經宝塔曼荼羅図（妙法寺）、牡丹花詩集（海会寺）、仏涅槃図（月藏寺）の9件となっている。

無形文化財には市指定の「住吉大社宿院頓宮の祓神事」の1件が存在する。民俗文化財の指定等は行われていない。

史跡は、国指定が土佐十一烈士墓の1件、府指定が堺県庁跡の1件となっている。

名勝は、国指定が南宗寺庭園の1件、府指定が祥雲寺庭園の1件、市指定が妙國寺庭園の1件となっている。

天然記念物は国指定が妙國寺のソテツの1件となっている。

区域北部には山口家住宅、井上閑右衛門家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在する。このうち井上閑右衛門家住宅は第1期計画で保存修理を実施しており、公開活用のための取組を進めている。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定及び登録を検討し、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図る。

重点区域では刃物、線香等の伝統産業が継承されており、町家等の小規模な建造物を作業場とする堺固有の分業制等の産業構造が、特有の市街地環境の形成にも大きく寄与している。後継者育成のための教育体制の充実や、多様化する消費者ニーズへの対応、地域ブランドとしての確立を協働で進める。

③その他の両区域に共通する内容

無形民俗文化財については神輿渡御、百舌鳥八幡宮月見祭等の伝統行事や祭礼等の無形の文化財が継承されている。これらの継承の担い手となっている地域や団体等と連携し、調査及び記録作業の実施、保存継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存継承のための支援等も検討する。

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に、重点区域における歴史的風致を維持向上するための保存・修理・修景を積極的に実施するため、重点区域内の歴史的建造物の保存・修理・修景に対する助成を行う。

重点区域内において、町家等の歴史的建造物を、指定の基準に沿って歴史的風致形成建造物に指定し、所有者等の意向や建造物の損傷状態の調査を行い、保存・修理・修景に対する助成を行う。

百舌鳥古墳群では、陵墓、陪塚、陵墓参考地を除く古墳を対象として、平成29年（2018）度に整備基本計画（第1期）を、令和4年（2022）度に保存活用計画を策定した。整備は、御廟表塚古墳から着手し、緑の環境を活かしたうえで、古墳本来の形状が理解できるような説明を整備で実施する。他の古墳についても、順次整備基本計画に基づき整備を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、大仙公園において古墳周辺を対象とした修景を実施することで、古墳群としての景観の向上をめざす。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群整備事業（平成24年度～令和14年度）」

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年度）」

【市内全域における事業】

「歴史的建造物保存修理事業（平成 25 年度～平成 34 年度）」

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、堺市博物館、堺伝匠館、堺市立町家歴史館（山口家住宅）、堺市立町家歴史館（清学院）等の歴史・文化関連施設がある。

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、堺市博物館や百舌鳥古墳群ビジャーセンターがある。これらの施設を活用して、市民や来訪者に本市の歴史・文化や世界遺産百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力を伝える。

環濠都市区域については、伝統産業及び町家等に関連する展示を行うほか、利晶の杜では千利休や与謝野晶子に関する展示を行っている。利晶の杜では、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行う。

【重点区域における事業】

「堺市博物館企画展示事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館学芸口座事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「堺市博物館校外学習受け入れ事業（昭和 55 年度～令和 14 年度）」

「文化観光拠点の管理運営事業（平成 26 年度～令和 14 年度）」

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域については、堺市景観計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置付け、きめ細かな景観誘導を図っていくこととしており、このような取組と連携していくことが必要である。

百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要であり、そのため、古墳周囲を第一種低層住居専用地域や風致地区に指定し、周辺の市街地環境を保全する。また、大仙公園の整備等の環境整備を検討するほかに、建築物の高さや色彩等の形態意匠について、景観地区等の都市計画手法や景観法・屋外広告物法等に基づく各種手法の活用による保全を進めている。

環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理等について検討する。

また文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財をはじめとする歴史的建造物等を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備など、歴史的風致に配慮しつつ来訪者等に分かりやすい説明板等のデザインの検討を行う。

【重点区域における事業】

「大仙公園整備事業（昭和 38 年度～令和 14 年）」

「まちなみ再生事業（平成 25 年度～令和 6 年度）」

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等文化財だけでなくその他の歴史的建造物等が多く存在しており、個々の文化財の防災だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災に関する計画の策定を進める。

特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、緊急車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮し、防災面の問題点・課題を整理した上で、具体的な防災計画の策定を進める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

堺市博物館では、小中学校の校外学習に利用することで、実物の資料や映像をもとに本市の歴史を学ぶ機会を設ける。

さらに歴史・文化資源を活用した周遊事業として文化財特別公開を開催し、指定文化財の公開や、刃物等の伝統産業の実演・販売等を実施し、市内外に対して堺市の文化財の積極的な普及・啓発を行っており、これらの取組を引き続き継続する。

【重点区域における事業】

「観光ボランティアガイドとの連携（平成7年度～令和14年度）」

【市内全域における事業】

「歴史文化資源を活用した周遊事業（平成10年度～令和14年度）」

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

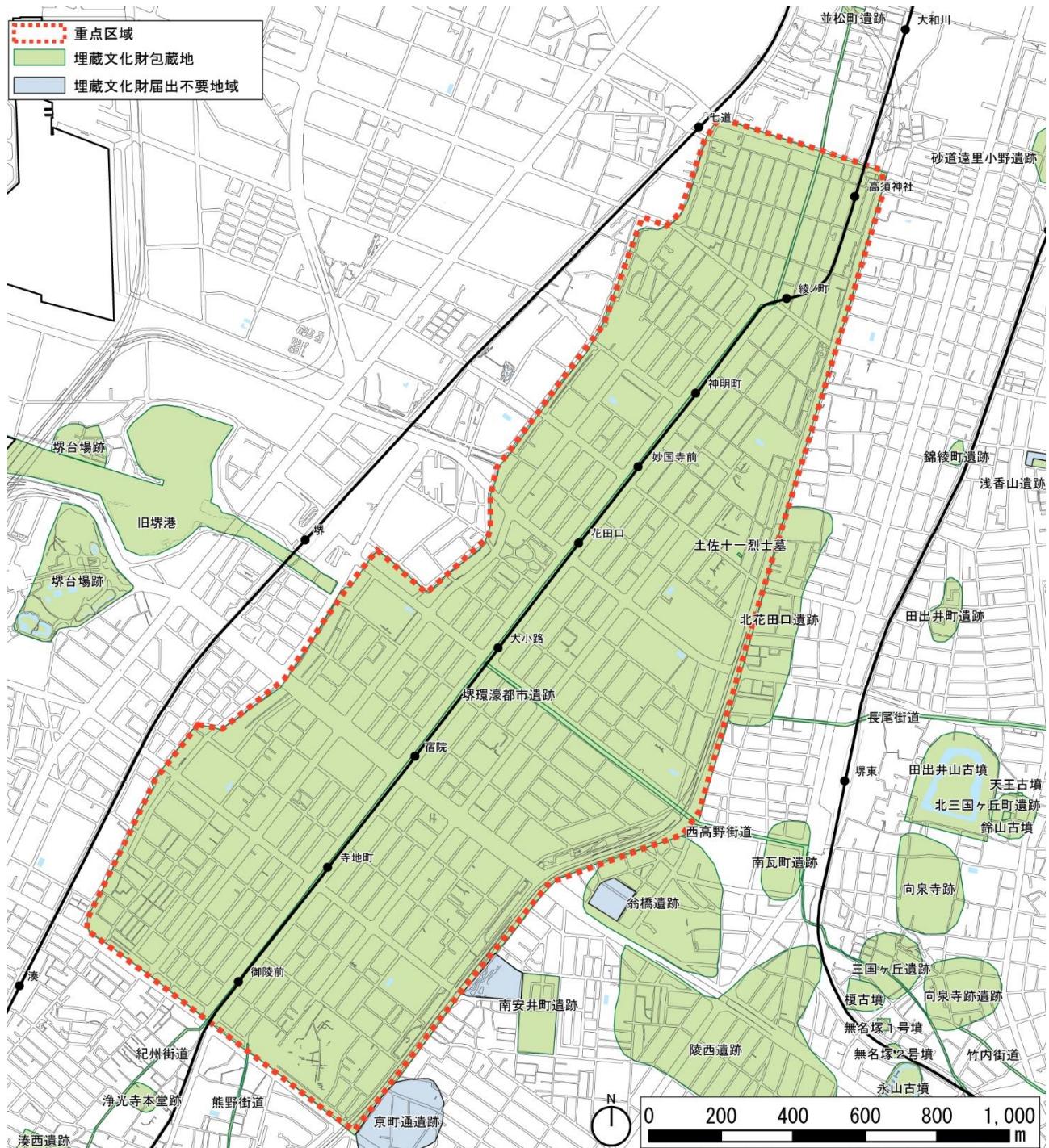
百舌鳥古墳群及び周辺区域には、百舌鳥古墳群を構成する古墳、古墳築造に関連する集落跡、生産遺跡等が数多く残されている。また環濠都市区域は、全域が堺環濠都市遺跡に該当し、地下約1mには、中世「堺」の町の痕跡が残されている。

これら周知の埋蔵文化財包蔵地内の開発行為の実施にあたっては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、工法の検討や、計画変更によって埋蔵文化財の地下保存等の措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、やむを得ない場合は、記録保存等の対応についても速やかに実施していく。

さらに、百舌鳥古墳群については、各古墳の規模や形状、築造年代等を把握するために、平成19年（2007）度より継続して、範囲確認調査や地中レーダ探査を実施している。調査成果は、発掘調査報告書を作成するほか、堺市博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館での展示や、講演会を開催することで、市内外への公開に努める。



周知の埋蔵文化財包蔵地（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



周知の埋蔵文化財包藏地 (環濠都市区域)

(8) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ伝えていくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年2回（3月と11月）実施している。また、「魅力あふれる百舌鳥野をつくる会」は、古墳の周遊路や街道を中心とした道路の美化活動の実施や、講演会やウォークラリーを開催している。

このような古墳及び周辺の清掃美化活動については、行政との協働による実施方法について検討する。

堺環濠都市区域でも地域の団体が活動を行っている。環濠北部では町家の所有者等が中心となり、「堺文化財特別公開」の期間中などで、「堺・七まち町家公開実行委員会」による町家等の公開やイベント等が行われている。また、環濠の象徴である「内川・土居川」では、川の清掃活動から始まった取組が、現在ではNPO法人「観濠クルーズ Sakai」として定期観光船を運航させるまでとなり、活発に活動を行っている。さらに、流域の8連合自治会では「内川・土居川を美しくする会」を結成し、年2回（11月・3月）の清掃活動に取り組んでいる。

また、環濠都市を中心とした堺の歴史を検証、発信する団体として、三好長慶とその一族、堺幕府の検証、又これらに関与した寺院の景観を守り育て、広く府市民に伝えることにより事実の再認識をめざす「堺・ちくちく会」や、慶応4年（1868）に起こった堺事件に関する検証や発信の活動を行う「堺事件を語り継ぐ会」がある。

これらの他にも様々な団体が活躍し、歴史や文化を活かした市街地形成への取組が進んでいる。

【重点区域における事業】

「百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組（平成17年度～令和14年度）」

「観光ボランティアガイドとの連携（平成7年度～令和14年度）」

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存と活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持と創出、歴史的風致における活動への支援、歴史的風致に対する情報発信と回遊性の向上等の取組を事業等により実施する。

第1期計画では、歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、環濠都市区域北部でのまちなみ修景補助制度等を進めた。計画期間内に百舌鳥古墳群の世界遺産登録が追い風となり、本市への来訪者数が増加した。また、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市に対する歴史への誇りの醸成につながった。

第2期計画では、古墳や歴史的建造物に対する保存及び公開活用への取組、百舌鳥古墳群や環濠都市での歴史的建造物を中心としたエリアにふさわしい歴史的なまちなみへの取組、伝統を反映した人々の活動に対する支援等への継続した取組、本市の歴史や文化に対する関心の高まりが一過に終わらないための理解向上、歴史的資源の回遊性の向上に対する取組について、課題が残されている。

これらの課題解決のための基本的な考え方は次のとおりとする。

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値を有する建造物の保存や修理を行うほか、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざす。また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、地域の祭礼行事の担い手、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するほか、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史・文化資源を巡る回遊性の向上を図る。さらには、学校教育の場で堺の歴史文化への学習の取組を継続する。

これらの基本的な考え方に基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要となる新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。

(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理

方針①：古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

歴史的風致の形成にあたって核となる古墳や歴史的建造物については、周辺環境との調和に配慮した保存整備を図るほか、それらの歴史的背景等と合わせて情報発信を行い、利用者に親しまれ、愛されるよう、地域の歴史的風致を伝える拠点としての積極的な活用を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群整備事業

【市域全域】

- 指定文化財等保存修理事業
- 浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業

(2) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上

方針②：歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

百舌鳥古墳群周辺の地域について、山のようにそびえる巨大な古墳の持つ圧倒的な存在感を感じ、大王墓と陪塚の関係を垣間見ることができるようなガス気球運行事業や大仙公園の整備により、古墳群を取り巻く周辺環境並びに景観の向上に努める。

また、環濠都市区域についても、町家修景に対する支援や歴史・文化を活かした都市魅力の向上の取組を実施するなどにより、歴史的風致を取り巻く周辺環境の維持向上に取組む。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- ガス気球運行事業
- 大仙公園整備事業

【環濠都市区域】

- まちなみ再生事業
- 環濠都市堺の再生事業

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

方針③：「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

地域固有の歴史及び伝統を反映した祭礼や行事等の伝統的な活動、並びに地域の人々をはじめ多くの人々の古墳周遊を支える古墳の清掃や、観光ボランティアガイドの維持・拡充、さらには伝統産業に対し、様々な形で支援を行い、永く未来へと継承されるよう事業を促進する。特に伝統産業については市場における活性化等が必要であり、その需要拡大に向け情報発信等と合わせた展開を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組

【環濠都市区域】

- 堺伝匠館での実演・体験イベント

【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- 堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
- 堺市地場産業振興事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業
- 学校教育の場での茶の湯体験

(4) 歴史・文化に対する市民意識や歴史・文化を巡る回遊性の向上に寄与する事項

方針④：歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

本市の歴史的風致の維持向上に寄与する取組として、堺市民並びに市外から訪れる多くの人々に向け、堺固有の歴史・文化資源とこれらが織りなす堺の都市魅力の発信・PRに努

める。さらに、堺の歴史や文化に興味を抱き、十分に理解し、共感し、評価していただけよう学び、体験する機会を創出する。また、文化に触れあう機会の場として現存する町家等の歴史資源を有効活用し、これらの歴史資源を身近なものとして感じていただけるよう意識醸成に努めるほか、訪れる人に多くの歴史・文化資源に触れあっていただけるよう、回遊性向上に向けたサインや自転車の通行環境等の整備を進める。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 校外学習受け入れ事業
- 堺市博物館企画展示事業
- 堺市博物館学芸講座事業
- Osaka Free Wi-Fi 整備事業

【環濠都市区域】

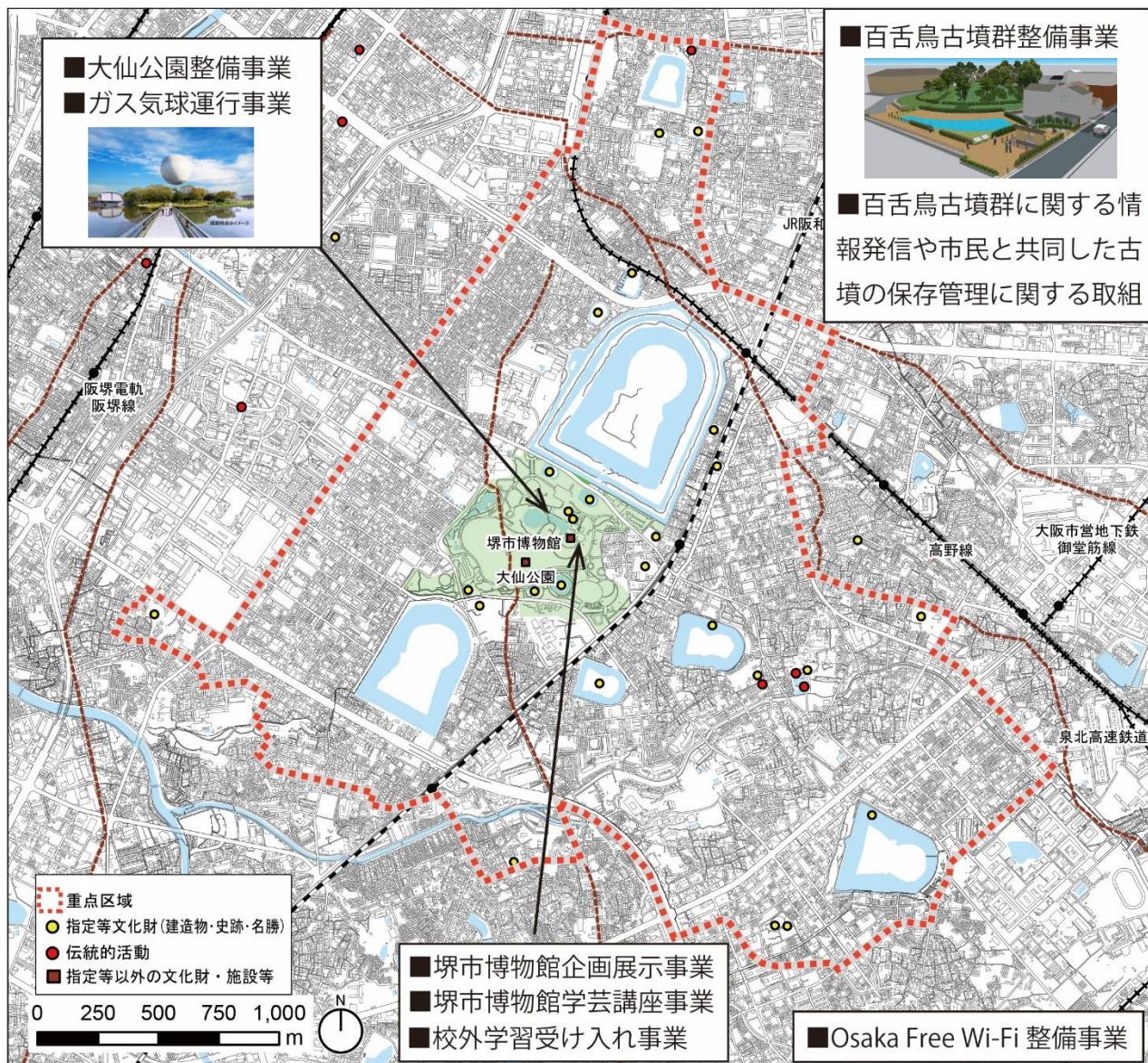
- 町家歴史館活用事業
- 文化観光拠点の管理運営事業
- Osaka Free Wi-Fi 整備事業

【市域全域】

- 観光ボランティアガイドとの連携
- 歴史・文化資源を活用した周遊事業
- 市域内における案内板の整備
- 竹内街道・横大路(大道)活性化実行委員会事業
- 西高野街道観光キャンペーン協議会事業
- SAKAI 散歩事業
- 堺市シェアサイクル事業
- 自転車通行環境の整備
- 各区での歴史・文化資源を活かした公開・活用事業

2. 重点区域における事業

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業



(2) 環濠都市区域における事業



3. 事業一覧

事業期間は、本計画期間内（令和5年度～令和14年度）の取組として記載している。毎年実施する進捗管理で計画期間や計画内容を確認し、修正があれば変更する。

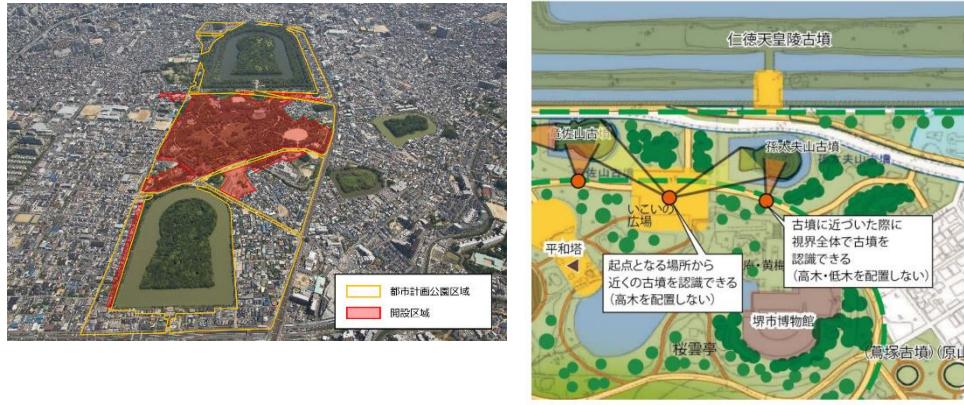
(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と維持・向上

事業名	百舌鳥古墳群整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成24年度～令和14年度
支援事業	国宝・重要文化財等保存整備費補助金 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業)
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	<p>百舌鳥古墳群の適切な保存と公開のため、史跡指定された古墳を対象に整備を実施する。整備は御廟表塚古墳から実施する。</p> <p>また、古墳上の樹木の剪定や伐採を必要に応じて実施することで、墳丘の視認向上を図るほか、濠を有する古墳については水質管理等についても適宜実施する。</p>  <p style="text-align: center;">御廟表塚古墳整備イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群において古墳の整備や樹木伐採や水質改善等の修景を図ることで百舌鳥古墳群の周遊環境が向上し、本市の歴史や文化の保存と活用につながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	指定等文化財保存修理事業
事業主体	所有者・堺市
事業期間	令和 5 年度～令和 14 年度
支援事業	文化財保存事業費関係補助金、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>堺市内には数多くの指定等文化財建造物があり、所有者により維持管理が行われている。</p> <p>しかしながら各建造物において老朽化が進んでいることから、保存修理や防災対策を実施する。さらに、必要に応じて保存活用計画を策定し、保存・活用を図る。</p>
	
桜井神社拝殿(令和 5 年度防災施設整備実施予定)	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財建造物を保存修理することにより、指定等文化財である建造物を保存するだけでなく、伝統的な活動の場としても、貴重な歴史・文化資源を未来へ継承することにつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 18 年度～令和 9 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>南海本線（堺市）連続立体交差事業で支障となり移設した国の登録有形文化財である南海本線浜寺公園駅駅舎及び諏訪ノ森駅西駅舎の文化財的価値を次世代へ継承できるよう保存し活用することを目的とする。</p> <p>連続立体交差事業完了後は、新駅舎のエントランスや駅前広場の一部として活用することとし、現在は、地域の歴史・文化の振興の発信や市民交流スペース等として地域による試験活用を行っている。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	両駅舎を活用することで、歴史的建造物の保存だけでなく、海浜行楽における歴史的な市街地環境の維持向上、さらには伝統的な活動の場の継承にもつながることから、海浜部の行楽にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上

事業名	大仙公園整備事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 38 年度～令和 14 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）
事業位置	（百舌鳥古墳群及び周辺区域）
	
事業概要	<p>大仙公園は、昭和 38 年 12 月に事業認可を受け、用地買収に着手し、昭和 47 年 3 月に策定した「大仙公園基本計画」に基づき、本市のシンボルパークとして整備を進めてきた。令和元年 7 月に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されたことに伴い、令和 3 年 5 月には、「大仙公園基本計画」の改定を行っており、今後も引き続き、世界遺産の拠点に相応しい公園として整備を進める。</p> <p>「大仙公園基本計画」に基づく植生管理で墳丘等の遺構の保全や墳丘が視認できるよう修景を図る。</p> <p>さらに、計画の中期整備に位置付ける百舌鳥駅前地区では、長塚古墳の周辺を含むエリアでの用地取得を実施する。</p>
	 <p style="text-align: center;"><植栽の考え方イメージ></p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大仙公園における古墳の連続性が感じられる景観の取組が、百舌鳥古墳群の周遊環境の向上につながり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	ガス気球運行事業
事業主体	堺市・民間事業者
事業期間	令和3年度～運航開始後1年間
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	<p>百舌鳥・古市古墳群の歴史的な価値や雄大さ等の魅力を伝達するため、上空から百舌鳥古墳群や堺の街並みを眺望できるガス気球を整備し、運行する。また、古墳群を次世代に継承していくため、小学生に気球に搭乗する体験の機会を提供する。</p> <p>基盤整備工事は令和3年度に実施。運行開始後1年間を試行期間とする。</p>  <p style="text-align: right;">提案時点のイメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上空から百舌鳥古墳群の特徴である都市部に現存する姿や、多様な古墳が密集する姿を体感することで、百舌鳥古墳群への理解が深まり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	まちなみ再生事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～令和 6 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p>
事業概要	<p>景観計画で重点的に景観形成を図る地域として位置づけている堺環濠都市地域のうち、町家歴史館「山口家住宅」「清学院」をはじめとする町家のほか、多くの寺社が立地する寺町など、歴史的建造物が多く残る北部について、歴史・文化資源を活かしたまちなみの再生を図ることにより、堺の魅力向上を実現する。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町家等の修景への支援
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家の修景を図るなどにより、環濠都市区域の町家が生みだす歴史的な風情のあるまちなみが再生され、歴史的建造物を核とした良好な景観形成にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	環濠都市堺の再生事業
事業主体	堺市・堺環濠町づくり推進協議会
事業期間	平成 29 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(環濠都市区域)
事業概要	<p>かつて環濠都市であった旧市街地エリア（環濠エリア）において、歴史・文化資源等を活かした都市魅力の向上や賑わいの創出により認知度を高め、市民の「愛着」や「誇り」を醸成し、交流人口・定住人口の増加をめざす。</p> <p>公民連携による公共空間の利活用に関する検討や、環濠の魅力に関する情報発信等を行う。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域内での公共空間の利活用や環濠の魅力に関する情報発信等を行うことで、市街地環境の向上や伝統産業をはじめとする歴史的資源の回遊性の向上につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

事業名	百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組
事業主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	<p>古墳を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、地域住民を中心に市民の理解と協力が必要である。そのため、市ではインターネットやパンフレット、ポスターによる情報発信、シンポジウムや講演会を開催し、百舌鳥古墳群や各々の古墳について市民が学び、考える機会を創出する。</p> <p>また、市民ボランティアが中心となって実施する古墳の清掃・美化活動について、ホームページへの掲載等の広報活動を行い、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互の意識醸成を図る。</p>
 <p style="text-align: center;">仁徳天皇陵古墳清掃活動風景</p>	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	シンポジウムや講演会の開催、市民ボランティアによる古墳の美化・清掃活動を側面から支援することにより、貴重な歴史・文化資源に対する地域住民あるいは市民の意識醸成を図り、さらに百舌鳥古墳群周遊の良好な環境を育むことにもつながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺伝匠館での実演・体験イベント
事業主体	堺市産業振興センター
事業期間	令和4年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(環濠都市区域) 
事業概要	堺の地場産品の販売や、堺の伝統産業に関する歴史、製法、道具等の紹介などを展示する堺伝匠館において、お香づくり体験や包丁研ぎ・包丁研ぎ直しの実演等を実施する。 ※「堺伝匠館」 堀の伝統産業、匠の技術を伝える（伝承する）重要な施設である堺伝統産業会館の愛称
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業等の実演の見学や体験をすることにより、伝統産業への関心が高まり、それが伝統産業の発展と振興につながることから、環濠都市における伝統産業に於ける歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市地域文化遺産活用活性化事業
事業主体	堺市地域文化遺産活性化実行委員会
事業期間	平成 25 年度～令和 14 年度
支援事業	地域文化財総合活用推進事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>伝統文化の保存伝承団体等により構成される「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」(事務局：堺市文化部)が、地域文化遺産の保存伝承を目的に事業を実施する。</p> <p>事業は必要に応じて学識経験者等の指導、助言を得ながら実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業 <p>※「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」構成団体（令和 4 年度）</p> <p>堺こおどり保存会・船待神社神樂子供獅子保存会・美多彌神社流鏑馬保存会・堺式手織綾通技術保存協会・開口神社八朔祭伝統文化保存継承委員会・石津神社秋季例大祭保存伝承実行委員会・湊地域伝統文化保存伝承実行委員会・久世地区秋祭り実行委員会・陶荒田神社文化財推進実行委員会・八田荘地域伝統文化保存継承実行委員会・深井地域文化遺産総合活用推進実行委員会・大鳥大社鳳地区地車祭礼実行委員会・日部神社祭礼保存伝承実行委員会・津久野地域伝統文化保存継承実行委員会・菱木神社保存伝承実行委員会・多治速比売神社神賑行事保存会・上神谷地域伝統文化保存継承実行委員会・美木多地域伝統文化保存継承実行委員会・金岡町金太会・百舌鳥八幡宮月見祭伝統文化保存伝承実行委員会・堺市美原区広国神社秋祭り実行委員会・菅原神社八朔祭伝統文化保存伝承実行委員会 22 団体</p>  
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業について支援等を行うことにより、上神谷のこおどりをはじめとする伝統的な活動の保存伝承につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市地場産業振興事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 13 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>刃物や注染・和晒、線香をはじめとする地場産業を営む中小企業者により組織された団体の事業活動にかかる経費の一部を補助する。</p> <p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地場産業振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の近代化及び合理化に関する事業 ・販路の開拓に関する事業 ・各種情報の収集に関する事業 ②ものづくり基盤技術継承事業 <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成に関する事業 ・技術・技法の記録、収集及び保存に関する事業
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開につなげ、ひいては堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の発展と振興が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市伝統産業後継者育成事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	刃物や注染・和晒、線香等の伝統技能の継承を図るため、後継者を雇用した事業所に人件費の一部を補助する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じ伝統産業の未来を担う後継者の育成を促し、堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の継承が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
事業主体	堺市
事業期間	令和 4 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	伝統産業の発展と振興に資するため、伝統産業事業者のイメージ向上や集客を図り、製造工程の見学や体験をしてもらうための環境整備に要する経費の一部を補助する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて、製造工程の見学や体験を感じていただくことで伝統産業への関心が高まり、伝統産業の発展と振興が図られることから、環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	学校教育の場での茶の湯体験
事業主体	堺市
事業期間	平成 13 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが「茶の湯」の体験を通じて、自国の伝統文化を知ると同時に、茶道において大切にされている「もてなしの心」や人とのかかわり方を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。</p>  <p>茶の湯体験</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茶の湯を通じて本市の伝統文化に触れる機会を創出し、次代を担う子供たちの意識を醸成する。さらにその理解を深めることで、ひいては茶の湯の継承にもつながることから、環濠都市における茶の湯にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項

事業名	堺市博物館企画展示事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	<p>堺市博物館で本市の歴史の特色を踏まえた常設展示を行う。さらに、常設展示とは異なる切り口で本市の歴史や文化をテーマにした企画展示を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">令和 4 年度の企画展示と展示解説</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まる同時に、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	堺市博物館学芸講座事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	堺市博物館で本市の歴史に関する講座を開催することにより、地域の歴史や文化について学ぶ機会を創出する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まるほか、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	校外学習受け入れ事業（百舌鳥古墳群を学ぼう）
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	堺市博物館常設展示を活用して、小学校等の校外学習で百舌鳥古墳群の理解を促す。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を校外学習で学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する関心が高まるほか、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	町家歴史館活用事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p> 
事業概要	<p>堺市立町家歴史館である重要文化財山口家住宅、登録有形文化財清学院、堺市指定有形文化財井上関右衛門家住宅を保存し、公開活用することで、来訪者に近世の歴史的建造物に触れ、体感する場を提供する。</p> <p>さらに、伝統産業をはじめとする堺の歴史や文化に関する展示やイベント等も開催する。</p>  <p style="text-align: center;">井上関右衛門家住宅の展示イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家歴史館で多くの来訪者が環濠都市の持つ歴史的価値や魅力に触れ、歴史的背景等を知ることで、歴史・文化資源に対する理解と共感が生まれる。さらに館内の展示等の取組により伝統産業等への理解が深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	文化観光拠点の管理運営事業
事業主体	堺市・指定管理事業者
事業期間	平成 26 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	<p>(環濠都市区域)</p> 
事業概要	<p>千利休、与謝野晶子をテーマとする文化施設や茶の湯体験施設、堺観光の窓口となる観光案内展示室等で形成される文化観光拠点を運営し、市内外からの誘客及び市内周遊を促進することで、都市魅力の向上、にぎわいの創出を図る。</p>  <p>※さかい利晶の杜は、堺ゆかりの二人の人物、千利休と与謝野晶子をテーマに、これら堺の特色ある歴史文化を広く発信する文化観光施設</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市の歴史的な価値や魅力を発信することにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	Osaka Free Wi-Fi 整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成 29 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び環濠都市区域)
事業概要	<p>百舌鳥古墳群及び環濠エリアにおいて、外国人をはじめとした来訪者が快適にインターネットに接続し、観光情報の収集・観光体験の発信を行うことのできる環境を整備し、来訪者の利便性を向上することを目的とする。</p>    <p style="text-align: center;">アクセスポイント</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳及び環濠都市区域のインターネット環境を充実することにより、来訪者の利便性を向上し周遊性が高まるほか、歴史・文化資源に関する情報の取得が容易となることで来訪者の理解がより深まるから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	観光ボランティアガイドとの連携
事業主体	堺市・堺観光コンベンション協会・堺観光ボランティア協会
事業期間	平成 7 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>本市では、(社)堺観光コンベンション協会やNPO 法人堺観光ボランティア協会と連携し、歴史・文化資源を中心に市内の主な観光スポットでボランティアガイドが案内を行っている。</p> <p>市内に点在する観光スポット等での定点ガイドや観光周遊を促進する事業等において、観光ボランティアガイドと連携することで、本市の歴史や文化の魅力を効果的に発信する。</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ボランティアガイドと連携し、百舌鳥古墳群や町家歴史館山口家住宅等で案内することにより、市内からの来訪者の多くがより親しみを感じるほか、本市の貴重な歴史・文化資源への理解を深めることで誇りに感じるなど、更なる相乗効果にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	歴史・文化資源を活用した周遊事業
事業主体	堺市・堺観光コンベンション協会
事業期間	平成 10 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	若年層から高齢者層まで幅広い層を対象に、時宜にかなった話題性のあるテーマを設定し、テーマに沿った歴史・文化資源や伝統産業、食などを楽しんでもらえる周遊型の事業を実施する。
	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の歴史・文化・伝統の発信に加え、食・物販・体験など、多くの魅力を提供することで、若年層やファミリー層が参加しやすい周遊型のイベントとし、多くの方に歴史的な価値や魅力を発信することにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	市域内における案内板の整備
事業主体	堺市
事業期間	平成 18 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	来訪者が迷うことなく観光スポットを周遊し、その歴史や魅力を知るための観光案内版について、来訪者の意見等を踏まえながら市域内において随時新設・更新等を行う。
	 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史文化資源における案内板の改善により、区域内に点在する歴史・文化資源の周遊ルートがわかりやすくなり周遊性が高まる。さらに、説明表示等に関する改善により、来訪者の理解もより深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会事業
事業主体	堺市・竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業・日本遺産活性化推進事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	沿道の自治体が一体となり、産学民と連携し、竹内街道・横大路大道とその周辺地域の魅力を再発掘し、国内外に情報発信することや、それら地域をつなぎ、紡ぐことにより、様々な交流を促進し、地域の活性化につなげ、地域に愛着や誇りを醸成することを目的とした取組を進める。
	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群を周遊するルートの一つである竹内街道の情報発信を行うことで、同古墳群への周遊を促すことにつながることから、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	西高野街道観光キャンペーン協議会事業
事業主体	堺市・西高野街道観光キャンペーン協議会
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機に西高野街道を中心とする地域の観光魅力の P R を行うほか、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的とする。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群を周遊するルートの一つであり、月見祭の巡回ルートでもある西高野街道の情報発信を行うことで、同古墳群への周遊を促すことにつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	SAKAI 散走事業
事業主体	堺市中心市街地活性化協議会まちづくり部会 堺 自転車のまちづくり・市民の会
事業期間	平成 30 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>散歩するようにゆっくりと自転車で、名所や旧跡などを巡る「SAKAI 散走」を実施することにより、堺の歴史や文化に触れるきっかけを作る。</p> <p>自転車を使って点在するスポットを複数箇所巡るルートを案内することで、回遊性の向上に貢献する。また散走イベントの実施により、まちの活性化に寄与する。</p>
	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業のひとつである自転車を活用して歴史や文化に触れる機会を提供することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市シェアサイクル事業
事業主体	堺市・民間事業者
事業期間	令和4年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>シェアサイクルとは、複数のポート（自転車の貸出・返却拠点）を設置し、利用者がどこのポートでも貸出・返却できるシステムであり、堺の歴史や文化に関するスポットを自転車で周遊できるようポートを設置することで回遊性を高め、堺の魅力発進やまちの賑わい創出等につなげていく。</p>  <p style="text-align: center;">サイクルポート</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	堺の伝統産業のひとつである自転車を活用して、市内の歴史・文化資源の回遊性を高めることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	自転車通行環境の整備																
事業主体	堺市																
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度																
支援事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（道路事業）																
事業位置	（市域全域）																
事業概要	<p>歩行者・自転車利用者にとって安全・快適な自転車通行環境の整備を行い、自転車ネットワークを形成する。</p> <p>【整備イメージ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①自転車道</th> <th colspan="3">自転車レーン</th> <th rowspan="2">④生活道路（ピクトグラム）</th> </tr> <tr> <th>②自転車専用通行帯</th> <th>③車道混在（矢羽根）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①自転車道	自転車レーン			④生活道路（ピクトグラム）	②自転車専用通行帯	③車道混在（矢羽根）									
①自転車道	自転車レーン			④生活道路（ピクトグラム）													
	②自転車専用通行帯	③車道混在（矢羽根）															
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	自転車ネットワークを形成することで、歴史・文化資源への自転車による回遊性が高まることから、歴史的風致に触れる機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。																

事業名	各区での歴史・文化資源を活かした公開・活用事業
事業主体	(西区) 堺市・西区自治連合協議会 (南区) 堺市
事業期間	令和3年度～令和14年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	<p>各区の歴史・文化資源を活かして、情報発信やウォーク等を実施する。</p> <p>○西区 地域史をテーマとしたウォークラリーを開催する。参加者が区内の歴史や史跡を直接知る機会を創出することで、地元の魅力を再発見するきっかけとする。1年ずつ西区西部、東部、南部を開催場所とし、3か年で終了を予定</p> <p>○南区 令和2年度から区役所エントランスホールに「陶邑窯跡群の須恵器窯跡」や「上神谷のこおどり」のタペストリーを設置している。あわせて、南区魅力発信コーナーを設け、区内の遺跡から出土した「須恵器」の展示や動画による上神谷のこおどりの紹介を行っている。さらに、令和3年度からは、区を代表する産業の一つである「敷物」の展示を行っている。 南区を代表する歴史・文化資源について展示することで、区の魅力を発信する。</p>  <p style="text-align: center;">南区役所魅力発信コーナー</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	西区では百舌鳥古墳群をはじめとする歴史的資源を巡る取組を実施し、南区では上神谷のこおどりの情報発信を行うなど、区ごとに歴史的風致に触れる機会を設けることで、本市への郷土愛や誇りの醸成にもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性をふまえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお重点区域においては、今後とも継続的な調査を実施し、隨時追加指定を行っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準

本市の重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性等の観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

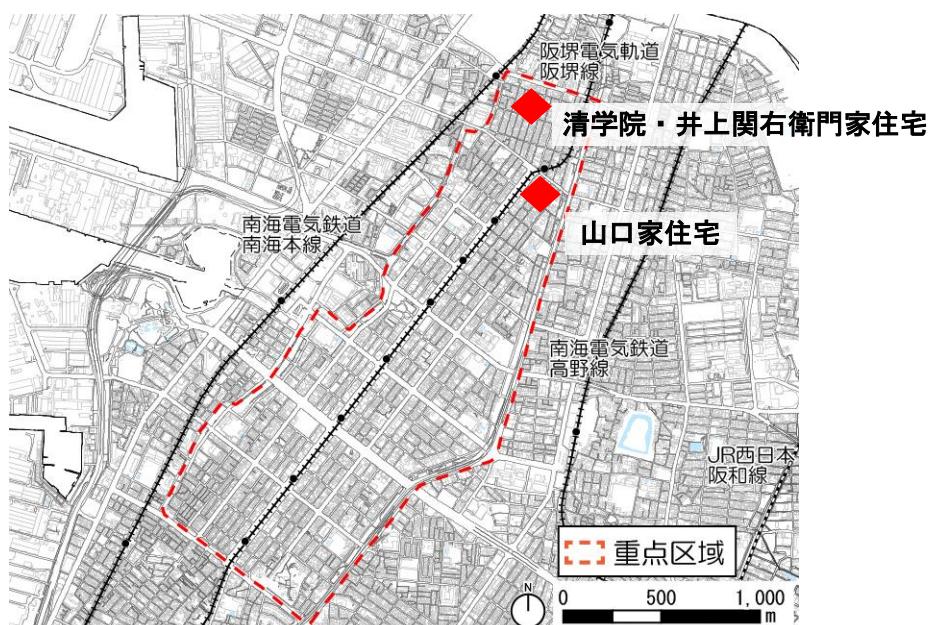
2. 歴史的風致形成建造物指定候補

(1) 候補一覧

※印は1期計画の指定建造物

番号	名称	写真	年代	所在地	所有者	指定等区分	関連する歴史的風致
1	山口家住宅		江戸時代初期	堺区錦之町東	堺市	重要文化財	4 神輿渡御
重要文化財指定範囲外の土蔵・奥座敷等を含む建物全域							
2	井上関右衛門家住宅主屋 ※		江戸時代前期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
3	井上関右衛門家住宅座敷棟 ※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
4	井上関右衛門家住宅道具蔵 ※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
5	井上関右衛門家住宅俵倉 ※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
6	井上関右衛門家住宅附属棟 ※		昭和 11 年 (1936)	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
7	井上関右衛門家住宅屏 ※		江戸時代末期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業

8	清学院不動堂		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
9	清学院庫裏		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業
10	清学院門		江戸時代 末期	堺区 北旅籠 町西	堺市	国登録 有形 文化財	3環濠都市 における伝 統産業



歴史的風致形成建造物指定候補 位置図

(2) 指定年月日

番号	名称	指定年月日
1	山口家住宅	
2	井上関右衛門家住宅主屋	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
3	井上関右衛門家住宅座敷棟	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
4	井上関右衛門家住宅道具蔵	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
5	井上関右衛門家住宅俵倉	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
6	井上関右衛門家住宅附属棟	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
7	井上関右衛門家住宅屏	平成 30 年 3 月 31 日 (第 1 期)
8	清学院不動堂	
9	清学院庫裏	
10	清学院門	

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

(1) 維持管理の基本的な方針

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復元に努めるほか、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民及び来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針1.を踏まえたうえで、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。
4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針1.を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行い、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るように努める。

(2) 届出が不要となる行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)について同条例第24条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請、及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝について同条例第55条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請、同条例第19条第1項又は第52条に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)について同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等、及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝について同条例第36条第1項に基づく現状変更等の許可申請、又は第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
4. 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

卷末資料

国・府・市指定文化財等一覧 参考文献

国・府・市指定等文化財等一覧

(1) 建造物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国宝	桜井神社拝殿	1	鎌倉	櫻井神社	南区片蔵	大正6年4月5日
重要文化財	法道寺 多宝塔 食堂	2	室町 正平23年 (1368) 鎌倉後期	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	明治35年4月17日 昭和35年6月9日
重要文化財	日部神社本殿	1	室町前期	日部神社	西区草部	大正6年4月5日
重要文化財	多治速比売神社本殿 附：棟札1枚	1	天文10年 (1541) 文政2年 (1819)	多治速比売神社	南区宮山台	昭和24年2月18日
重要文化財	大安寺本堂	1	江戸前期	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和30年6月22日
重要文化財	海会寺 本堂及び庫裏 門廊	2	江戸前期 江戸前期	海会寺	堺区南旅籠町東	昭和30年6月22日
重要文化財	山口家住宅	1	江戸前期	堺市	堺区錦之町東	昭和41年6月11日
重要文化財	高林家住宅 主屋 附：幣串1本 表門 米蔵 附：柴納屋1棟 西藏 附：土塀2棟 表門西方折れ曲がり延長 151.2m 門2ヶ所を含む 宅地、山林、溜池及び雜種 地5,981.01 m ² 不動堂、稻荷社、土塀を含む	4	寛政11年 (1799) 江戸後期 江戸後期 明治	個人	北区百舌鳥赤畠町	昭和44年6月20日 昭和44年6月20日 昭和61年5月24日 昭和61年5月24日 昭和61年5月24日
重要文化財	南宗寺 仏殿 附：棟札2枚 山門 附：棟札1枚 唐門	3	承応2年 (1653) 正保4年 (1647) 江戸前期	南宗寺	堺区南旅籠町東	平成5年12月9日
重要文化財	旧浄土寺九重塔	1	鎌倉 嘉元4年 (1306)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 堺市博物館構内	昭和30年2月2日

府指定 有形文化財	菅原神社楼門	1	江戸中期	菅原神社	堺区戎之町東	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	家原寺石造板碑	1	室町 天文 20 年 (1551)	家原寺	西区家原寺町	昭和 47 年 3 月 31 日
府規則*	石造 板状塔婆	1	室町 明徳 2 年 (1391)	十輪院	堺区九間町東	昭和 37 年 10 月 22 日
府規則*	石造 板状五輪塔婆	1	鎌倉 正和 2 年 (1313)	堺市	堺区石津町 乳岡古墳上	昭和 37 年 10 月 22 日
市指定 有形文化財	石津太神社 北本殿 南本殿 拝殿 一の鳥居 二の鳥居	5	江戸前期 江戸前期 江戸後期 寛永 19 年 (1642) 嘉永 2 年 (1849)	石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	愛染院本堂	1	慶安 5 年 (1652)	愛染院	北区蔵前町	平成 13 年 12 月 20 日
市指定 有形文化財	井上関右衛門家住宅 主屋 座敷棟 道具蔵 俵倉 附属棟 土地 956.75 m ² ・塀 7.95m 含む	5	江戸前期 江戸時代後期 江戸時代後期 江戸時代後期 昭和 11 年 (1936)	堺市	堺区北旅籠町西	平成 16 年 6 月 24 日 平成 30 年 2 月 16 日
市指定 有形文化財	菅生神社本殿	1	万治 4 年 (1661)	菅生神社	美原区菅生	平成 18 年 4 月 20 日
市指定 有形文化財	日部神社神門	1	江戸前期	日部神社	西区草部	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	法雲寺 山門 天王殿 大雄宝殿 開山堂 方丈 鎮守堂	6	貞享 4 年 (1687) 宝永元年 (1704) 貞享元年 (1684) 元禄 14 年 (1701) 元禄 15 年 (1702) 江戸時代中期	法雲寺	美原区今井	平成 27 年 3 月 13 日

市指定 有形文化財	高倉寺 金堂 御影堂 宝起菩薩堂	3	寛永 7 年 (1630) 建築 延宝 2 年 (1674) 大改修 明和 3 年 (1766) 明治 14 年 (1881)	高倉寺	南区高倉台	平成 29 年 2 月 6 日
市指定 有形文化財	本願寺堺別院 本堂 山門 鐘樓 太鼓樓 経蔵 御成門 手水舎 蓮如堂 蓮如堂拝殿	9	文化 5 年 (1822) 宝曆 2 年 (1752) 江戸時代中期 江戸時代後期 江戸時代後期 江戸時代後期 明治初年移築 江戸時代後期 江戸時代後期 江戸時代後期	本願寺堺別院	堺区新明町東	平成 31 年 2 月 22 日
登録 有形文化財	浅香山病院白塔	1	昭和 12 年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成 10 年 9 月 2 日
登録 有形文化財	浅香山病院西病棟	1	昭和 12 年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成 10 年 9 月 2 日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅駅舎	1	明治 40 年 (1907)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺公園町	平成 10 年 9 月 2 日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線諫訪ノ森駅西駅舎	1	大正 8 年 (1919)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺諫訪森町西	平成 10 年 9 月 2 日
登録 有形文化財	近江岸家住宅主屋	1	昭和 10 年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成 10 年 1 月 16 日
登録 有形文化財	近江岸家住宅外堀	1	昭和 10 年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成 10 年 1 月 16 日
登録 有形文化財	阪之上家住宅洋館	1	大正 10 年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成 11 年 11 月 18 日
登録 有形文化財	阪之上家住宅離れ座敷	1	昭和 9 年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成 11 年 11 月 18 日
登録 有形文化財	阪之上家住宅蔵	1	昭和 9 年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成 11 年 11 月 18 日
登録 有形文化財	阪之上家住宅渡廊下	1	昭和 9 年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成 11 年 11 月 18 日
登録 有形文化財	阪之上家住宅外堀	1	大正 10 年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成 11 年 11 月 18 日
登録 有形文化財	大阪府立三国丘高等学校 同窓会館(旧三丘会館)	1	昭和 9 年 (1934)	大阪府	堺区南三国ヶ丘町	平成 12 年 2 月 15 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂主屋	1	文化年間	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂東ノ蔵	1	嘉永年間	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂中ノ蔵	1	文化 11 年頃 (1814)	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂摩利支尊天神社廟	1	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日

登録 有形文化財	片桐棲龍堂西ノ蔵	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂洗い場	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂煉瓦塀	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	旧天王貯水池	1	明治 43 年 (1910)	堺市	堺区中三国ヶ丘町	平成 13 年 8 月 28 日
登録 有形文化財	旧是枝近有邸	1	昭和 6 年頃 (1931)	個人	北区百舌鳥梅北町	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅主屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅座敷	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅離れ	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅取り合い	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅内蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅納屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅外蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅門長屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅隠居所	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅土塀	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	清学院不動堂	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日
登録 有形文化財	清学院庫裏	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日
登録 有形文化財	清学院門	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日
登録 有形文化財	堺市茶室黄梅庵	1	江戸	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成 15 年 1 月 31 日
登録 有形文化財	堺市茶室伸庵	1	昭和 4 年 (1929)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成 15 年 1 月 31 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館主屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館門長屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館瓦蔵糀藏	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館二番蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館土蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)旧主屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)内土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)二階土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)納屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅(土塔庵)門長屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	小谷家住宅主屋	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日

登録 有形文化財	小谷家住宅正門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅南門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅土塀	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	西井家住宅主屋	1	江戸後期 平成 3 年 (1991) 改修	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	西井家住宅内土蔵	1	江戸後期 平成 3 年 (1991) 改修	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	西井家住宅門長屋	1	天保 5 年 (1834) 昭和初期改修 昭和 3 年頃曳家	個人	東区北野田	平成 29 年 10 月 27 日
登録 有形文化財	旧丹治商会社屋	1	明治後期	(株)田中浚渫工業	堺区永代町	平成 30 年 11 月 2 日
登録 有形文化財	旧丹治商会門及び煉瓦塀	1	明治後期	(株)田中浚渫工業	堺区永代町	平成 30 年 11 月 2 日
登録 有形文化財	筒井家住宅主屋	1	江戸前期 /江戸後期 ・末期増築	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅座敷棟	1	江戸中期 /江戸後期増築	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅茶室	1	江戸後期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅門長屋	1	江戸中期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅土蔵	1	江戸後期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	筒井家住宅土塀	1	江戸中期	個人	北区中百舌鳥町	令和 2 年 4 月 3 日
登録 有形文化財	旧十八屋（櫻館）主屋	1	江戸後期	個人	堺区桜之町西	令和 2 年 8 月 17 日
登録 有形文化財	小倉家住宅洋館	1	昭和 7 年 (1932)	個人	西区浜寺昭和町	令和 3 年 10 月 14 日
登録 有形文化財	小倉家住宅門	1	昭和 7 年 (1932)	個人	西区浜寺昭和町	令和 3 年 10 月 14 日

※「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」（昭和 24 年大阪府教育委員会規則第 8 号）に基づく指定

(2) 絵画

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	絹本著色 沢庵和尚像	1	江戸 寛永 16 年 (1639)	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治 41 年 4 月 23 日
重要文化財	紙本著色 大寺縁起	3	江戸 元禄 3 年 (1690)	開口神社	大阪市立美術館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 釈迦二声聞像	1	鎌倉	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 閻魔王図	1	鎌倉	長泉寺	奈良国立博物館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 十六羅漢像	16	南北朝	法道寺	堺市博物館寄託	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	絹本著色 行基菩薩行状絵伝	3	鎌倉	家原寺	奈良国立博物館寄託	大正 7 年 4 月 8 日
重要文化財	本堂障壁画	76	江戸	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和 56 年 6 月 9 日
府指定有形文化財	紙本著色 和泉長谷寺縁起	3	室町	長谷寺	大阪市立美術館寄託	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定有形文化財	絹本著色 星曼荼羅図	1	南北朝	宝積院	堺市博物館寄託	昭和 52 年 3 月 31 日
府指定有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊來迎図	1	鎌倉	専称寺	奈良国立博物館寄託	昭和 56 年 6 月 1 日
府指定有形文化財	大寺縁起下絵	1	江戸	堺市	堺市 (堺市博物館保管)	平成 28 年 4 月 5 日
市指定有形文化財	紺紙金銀泥 法華經宝塔曼荼羅図	1	鎌倉	妙法寺	堺区中之町東	平成 6 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊図	1	高麗	法道寺	堺市博物館寄託	平成 6 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	絹本著色 法起菩薩曼荼羅図	1	室町	高倉寺	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定有形文化財	紙本金地著色 源氏物語図屏風	1	江戸	小谷城郷土館	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定有形文化財	紙本金地著色 住吉祭礼図屏風	1	江戸	堺市	堺市博物館	平成 13 年 12 月 20 日
市指定有形文化財	絹本著色 親鸞聖人絵伝	4	室町 文明 2 年 (1470)	真宗寺	堺区神明町東	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	絹本著色 光明本尊	1	室町	報恩寺	東区野尻町	平成 18 年 4 月 20 日
市指定有形文化財	紙本著色 仏涅槃図	1	江戸 元禄 9 年 (1696)	月藏寺	堺区柳之町東	平成 24 年 4 月 26 日
市指定有形文化財	絹本着色 行基菩薩歳像	1	鎌倉	華林寺	奈良国立博物館	平成 31 年 2 月 22 日

(3) 彫刻

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	木造 観音菩薩立像	1	飛鳥～白鳳	堺市	堺市博物館	平成2年6月29日
府指定有形文化財	木造 梵天像	1	平安	常安寺	堺区熊野町東	昭和45年2月20日
府指定有形文化財	木造 阿弥陀如来立像	1	鎌倉	常安寺	堺区熊野町東	昭和45年2月20日
府指定有形文化財	木造 十一面觀音立像	1	平安	觀音院	南区岩室	昭和45年12月7日
府指定有形文化財	木造 阿弥陀如来坐像	1	平安	觀音院	南区岩室	昭和45年12月7日
府指定有形文化財	木造 牛頭天王坐像	1	平安	中仙寺	東区石原町	昭和47年3月31日
府指定有形文化財	木造 神像	3	鎌倉	櫻井神社	南区片藏	昭和57年3月31日
府規則*	石造 地蔵菩薩立像	1	南北朝 建武2年 (1335)	善龍寺	北区長曾根町	昭和40年2月12日
市指定有形文化財	木造 十一面觀音立像	1	平安	光明院	堺市博物館寄託	平成6年6月24日
市指定有形文化財	木造 不動明王立像	1	鎌倉 弘安2年 (1279)	興源寺	中区福田	平成6年6月24日
市指定有形文化財	木造 金剛力士像	2	鎌倉 弘安6年 (1283)	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	平成13年12月20日
市指定有形文化財	木造 観音菩薩立像	1	平安	愛染院	北区蔵前町	平成16年6月24日
市指定有形文化財	木造 薬師如来坐像	1	平安	平松寺	美原区小寺	平成18年4月20日
市指定有形文化財	木造 阿弥陀如来坐像	1	平安	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	平成27年3月13日
市指定有形文化財	真政圓忍律師坐像	1	江戸 延宝2年 (1674)	放光寺	南区美木多上	平成30年2月16日
市指定有形文化財	木造 千手觀音立像	1	平安	梅自治会	梅敬人会館	平成31年2月22日
市指定有形文化財	木造 薬師如来坐像	1	平安	開口神社	堺区甲斐町東	令和2年3月19日

* 「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(4) 工芸品

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	石燈籠	1	南北朝 正平 24 年 (1369)	日部神社	西区草部	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	短刀 銘：吉光	1	鎌倉	開口神社	大阪城天守閣寄託	大正 10 年 4 月 30 日
重要文化財	脇差朱銘 長義	1	南北朝	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	短刀銘 国光	1	鎌倉	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	太刀 銘真利	1	平安	法人	西区	昭和 17 年 6 月 26 日
重要文化財	漆塗大鼓形酒筒	1	室町 文明 5 年 (1473)	堺市	堺市博物館	昭和 61 年 6 月 6 日
府指定 有形文化財	石造 燈籠	1	室町 応永 19 年 (1412)	櫻井神社	南区片藏	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	慶長大火繩銃	1	江戸 慶長 15 年 (1610)	堺市	堺市博物館	平成 16 年 1 月 20 日
府指定 有形文化財	府立大阪博物場旧蔵美術工芸品	277	古代・中世 近世・近代	大阪府	大阪府文化財調査事務所	平成 17 年 1 月 21 日
市指定 有形文化財	銅造 梵鐘	1	江戸 元和 3 年 (1617)	本願寺堺別院	堺区神明町東	平成 13 年 12 月 20 日

(5) 書跡・典籍・古文書

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	紙本墨書き 伏見天皇宸翰御歌集	1	鎌倉	開口神社	大阪市立美術館寄託	昭和 18 年 6 月 9 日
府指定 有形文化財	開口神社文書	1	鎌倉～江戸	開口神社	大阪歴史博物館寄託 大阪城天守閣寄託 堺市博物館寄託	昭和 53 年 8 月 4 日
市指定 有形文化財	牡丹花詩集	1	南北朝 文和 5 年 (1356)	海会寺	堺区南旅籠町東	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	反故裏書(真宗寺本)	1	室町	真宗寺	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	中村結鎮御頭次第 (奥野家本)	1	南北朝～江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	己行記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	行功部分記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	宝物集 卷第三	1	桃山 天文 22 年 (1553)	妙國寺	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	山上宗二記	1	江戸	堺市	堺市博物館寄託	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	紙本墨書き 雜阿含經卷第三十六	1	奈良 天平 15 年 (743)	法道寺	堺市博物館寄託	令和 2 年 3 月 19 日

(6) 考古資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	大阪府陶邑窯跡群出土品	2585	古墳～平安	堺市	堺市博物館	平成 17 年 6 月 9 日
重要文化財	大阪府大野寺跡（土塔）出土品	1082	奈良	堺市	堺市博物館	平成 28 年 8 月 17 日
府指定 有形文化財	陶邑窯跡群（TG231・232 号窯） 出土品	一括	古墳	大阪府	大阪府教育庁 文化財調査事務所 ・堺市博物館	令和 4 年 3 月 15 日
市指定 有形文化財	衝角付冑型埴輪	1	古墳	堺市	堺市文化財課分室 (堺市博物館貸出中)	平成 13 年 12 月 20 日
市指定 有形文化財	陶器千塚 29 号墳出土遺物	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室 (堺市博物館貸出中)	平成 16 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	黒姫山古墳出土甲冑類	一括	古墳	堺市	堺市立みはら 歴史博物館	平成 20 年 7 月 17 日
市指定 有形文化財	堺環濠都市遺跡出土 銭鑄造資料	150	室町～ 安土桃山	堺市	堺市文化財課分室	平成 30 年 2 月 16 日
市指定 有形文化財	日置莊西町窯跡群出土 須恵器製作用具	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室	令和 2 年 3 月 19 日
市指定 有形文化財	堺環濠都市遺跡大坂夏の陣 被災遭構出土一括資料 (SKT39 地点出土品)	一括	安土桃山～ 江戸	堺市	堺市文化財課分室	令和 4 年 2 月 25 日

(7) 歴史資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定 有形文化財	仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ 出沙甲冑之図	1	明治 5 年 (1872)	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	元禄菱垣廻船模型	1	江戸 元禄 5 年 (1692)	堺市	堺市博物館	平成 18 年 4 月 20 日
市指定 有形文化財	擁護壇（安政地震記念碑）	1	江戸	堺市	堺市 (建設局公園緑地部 大浜公園事務所 管理)	平成 27 年 3 月 13 日
市指定 有形文化財	放鳥銃定限記碑 附 柳原吉兵衛による石碑 顕彰資料	1	江戸	堺市	堺区鉄砲町 堺市博物館	平成 29 年 2 月 6 日

(8) 無形の民俗文化財

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国選択※／ 府指定 無形民俗文化財	上神谷のこおどり	-	-	堺こおどり保存会	南区鉢ヶ峯寺	平成 5 年 11 月 24 日 (府指定) 昭和 47 年 8 月 5 日 (国選択)
府指定 無形民俗文化財	堺の手織綾通	-	-	堺式手織綾通 技術保存協会	中区東山	平成 18 年 1 月 20 日
市指定 無形民俗文化財	石津太神社の やっさいほっさい	-	-	宗教法人 石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 25 年 11 月 20 日

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)

(9) 史跡

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
史跡	土佐十一烈士墓	-	明治	堺市	堺区宿屋町東	昭和 13 年 8 月 8 日
史跡	土塔	-	奈良	大阪府 堺市	中区土塔町	昭和 28 年 3 月 31 日 平成 17 年 3 月 2 日 (追加指定)
史跡	黒姫山古墳	-	古墳	国 堺市ほか	美原区黒山	昭和 32 年 10 月 24 日 昭和 53 年 5 月 6 日 (追加指)
史跡	四ッ池遺跡	-	弥生	国 堺市ほか	西区浜寺船尾町西	平成元年 9 月 22 日 平成 13 年 1 月 29 日 (追加指定)
史跡	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 收塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正樂寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 錢塚古墳 グワショウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七觀音古墳 御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠	-	古墳	堺市・大阪府 ・個人	北区百舌鳥本町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝向ヶ丘町 堺区北丸保園 堺区石津町 北区中百舌鳥町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥赤畠町 北区百舌鳥本町 堺区東上野芝町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝町 堺区旭ヶ丘北町 北区百舌鳥本町 北区百舌鳥西之町	平成 26 年 3 月 18 日 (統合・名称変更) 平成 28 年 3 月 1 日 (追加) 平成 30 年 10 月 15 日 (追加・名称変更) 平成 31 年 2 月 26 日 (追加・名称変更)
史跡	旧堺燈台	-	明治 10 年 (1877)	国、大阪府、堺市	堺区大浜北町	昭和 47 年 7 月 12 日
府指定史跡	丹比廃寺塔跡	-	白鳳	国	美原区多治井	平成 21 年 1 月 16 日 府規則(昭和 31 年 1 月 18 日) から指定変更
府指定史跡	御坊山古墳	-	古墳	堺市	中区辻之	昭和 45 年 12 月 7 日
府規則*	家原寺境内	-	奈良	家原寺	西区家原寺町	昭和 22 年 4 月 9 日
府規則*	陶器山古代窯跡	-	古墳	個人	南区岩室	昭和 31 年 1 月 18 日
府指定史跡	高藏寺 73 号窯、74 号窯跡	-	古墳	堺市	南区宮山台	平成 5 年 3 月 31 日
府指定史跡	塔塚古墳	-	古墳	個人	西区浜寺元町	平成 5 年 7 月 26 日

府指定史跡	堺県庁跡	-	明治4年(1871)～明治14年(1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和45年2月20日
市指定史跡	竜佐山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区大仙中町	平成28年4月11日
市指定史跡	永山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区東永山園	平成28年4月11日
市指定史跡	孫太夫山古墳前方部および周濠	1	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	平成29年2月6日

※「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(10) 名勝

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
名勝	南宗寺庭園	-	江戸	南宗寺	堺区南旅籠町東	昭和58年3月29日
府指定名勝	祥雲寺庭園	-	江戸	祥雲寺	堺区大町東	昭和46年3月31日
市指定名勝	片桐棲龍堂庭園 座敷庭(大仙栽) 坪庭	2	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成22年7月15日
市指定名勝	妙國寺庭園	1	安土桃山～	妙國寺	堺区材木町東	平成24年4月26日

(11) 天然記念物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
天然記念物	妙国寺のソテツ	1	-	妙國寺	堺区材木町東	大正13年12月9日
府指定天然記念物	踞尾のそてつ	1	-	個人	西区津久野町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥のくす	1	-	個人	北区中百舌鳥町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥八幡宮のくす	1	-	百舌鳥八幡宮	北区百舌鳥赤畑町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	方違神社のくろがねもち	1	-	堺市	堺区北三国ヶ丘町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のくろがねもち	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のかや	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	美多弥神社のしりぶかがし 社叢	1	-	美多彌神社	南区鴨谷台	昭和48年3月30日

参考文献

第1章

- 堺市史（堺市 昭和4年～昭和6年）
堺市史続編（堺市役所 昭和46年～昭和51年）
美原町史（美原町 昭和62年～平成16年）
フェニックス堺（堺市 平成元年）
堺の文化財（堺市 平成21年）
堺の文化財 百舌鳥古墳群（堺市 平成20年）
堺の文化財 史跡名勝天然記念物編（堺市 令和4年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堀の寺社建築一 堀支所 北支所（堺市教育委員会 平成12年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堀の寺社建築二 中支所 東支所 西支所 南支所（堺市教育委員会 平成13年）
上神谷のこおどり（堺こおどり保存会 平成23年）
堺市博物館総合案内（堺市博物館 平成9年）
歴史の道調査報告書 第1集・第2集・第3集（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近代和風建築 大阪府近代和風建築総合調査報告書（大阪府教育委員会 平成12年）
大阪府の近代化遺産 大阪府近代化遺産(建造物等)総合調査報告書（大阪府教育委員会 平成19年）
角川日本地名大辞典 27（大阪府）（角川書店 昭和58年）
日本歴史地名大系 28 大阪府の地名（平凡社 昭和61年）

第2章以降

- 堺鑑（小谷城郷土館〔影印本〕 昭和52年）
和泉名所図会（柳原書店〔翻刻本〕 昭和51年）
大阪府全志（井上正雄著 大正11年）
浪速叢書第十三（浪速叢書刊行会 昭和3年）
堺研究9「老圃歴史(1)」（堺市立図書館 昭和50年）
百舌鳥古墳群の陵墓古写真集（堺市博物館 平成21年）
近畿行脚 史蹟と地理伝説を尋ねて（大阪市教育委員会 昭和3年）
もずの梅町ふるさと話（百舌鳥梅町伝承委員会 平成17年）
ふるさと土師一歴史と暮らしー（土師町自治会 ふるさと土師の歴史を探る会 平成24年）
伝承堺 百舌鳥八幡宮月見祭（百舌鳥八幡宮月見祭伝統文化保存伝承実行委員会 令和3年）
折口信夫全集 3「三郷巷談」（中央公論社 平成7年）
話の屑籠（高林誠一 昭和45年）
フォーラム堺学第7集「高林永統 高林家住宅の維持管理と年中行事」（堺都市政策研究所 平成13年）
元禄二己巳歳 堀大絵図（前田書店 昭和52年）
堺の伝統産業（堺市 昭和60年）

堺市博物館報第 24 号「吉田豊 江戸時代堺の産業一覧」(堺市博物館 平成 17 年)

住吉大社（住吉っさん）（住吉大社 平成 22 年）

大日本古記録 蕉軒日録（岩波書店 昭和 28 年）

東洋文庫 日本史 3（平凡社 昭和 41 年）

住吉祭・神輿渡御と堺（堺市地域文化遺産活性化実行委員会 平成 29 年）

堺衆 茶の湯を創った人びと（堺市博物館 平成元年）

大航海時代叢書 9 日本教会史 上（岩波書店 昭和 53 年）

南宗寺史（南宗寺 昭和 2 年）

近畿茶室行脚（岡田孝雄 昭和 18 年）

史跡と伝説 郷土編（永木徳三／編 日本史跡尊存会 平成元年）

大阪府の漁撈習俗とエビス神信仰（近畿民俗叢書刊行会 平成 23 年）

堺百町（平成 23 年）